

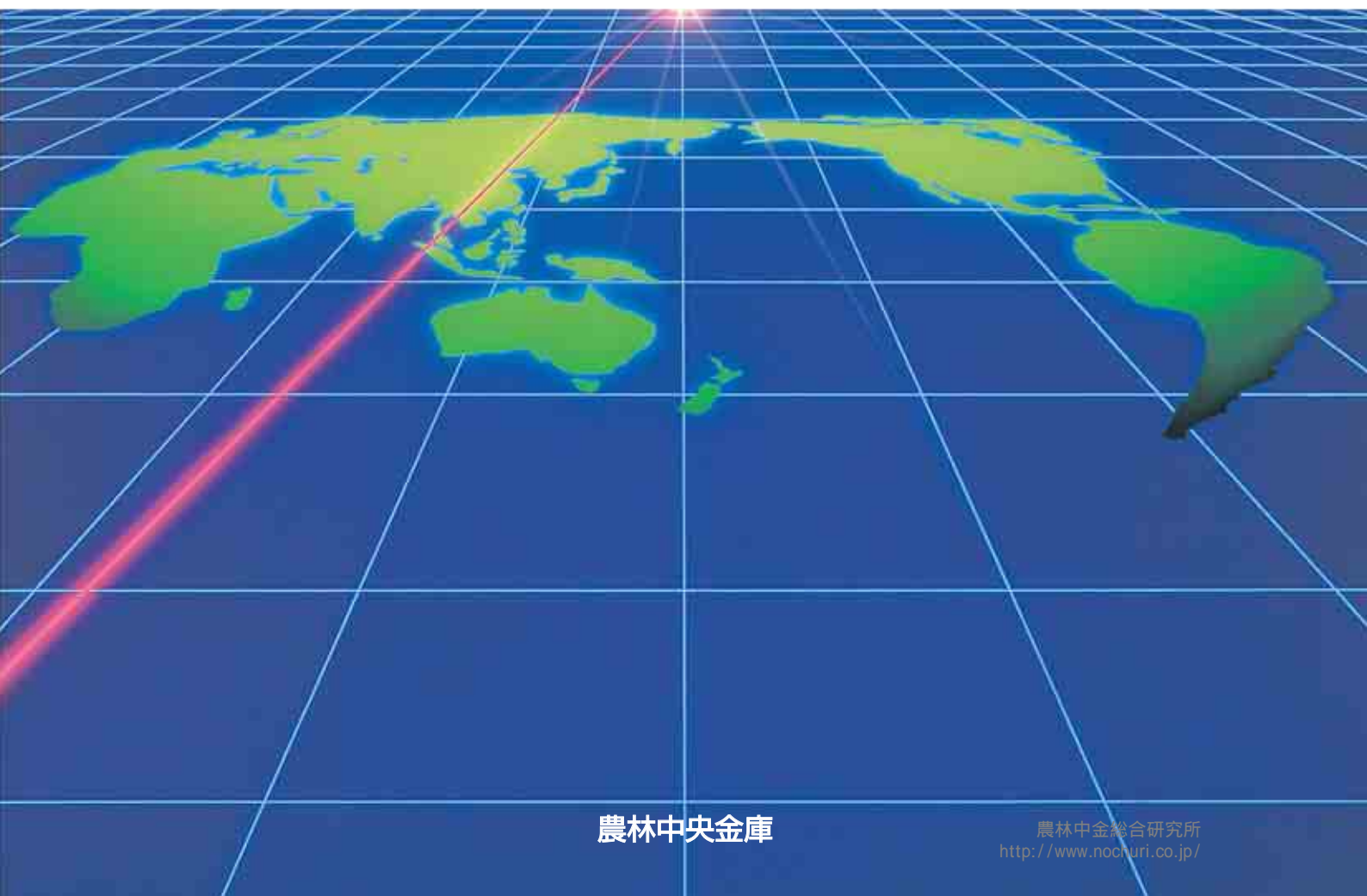
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017 **2** FEBRUARY

## 農業・地域の振興と金融

- 消費者との関係性強化による6次産業化
- 農業金融の手段としての出資について
- 観光活性化ファンドによる地域金融機関の観光振興への取組み



## 地域政策をめぐる最近の動向

1月20日、米国第45代大統領にトランプ氏が就任した。政治経験が全くなく従来のワシントンの政治手法を否定しているため、その言動が物議を醸すトランプ氏だが、当選の背景には、グローバリゼーションや金融資本主義の行き過ぎが格差の拡大を招き、経済的な不満が高まっていたことがある、と説明されている。

特に、トランプ氏の勝利に貢献したのは、五大湖から北東部にかけてのミシガン・ペンシルベニア州など、これまでは民主党の固い支持基盤であったラストベルトといわれる旧工業地帯の労働者層である。工場の海外移転から産業の空洞化・衰退が進んでいたことに對し歯止めをかける政策を訴えきれなかったクリントン候補にNOが突きつけられた形だ。

トランプ氏の経済政策については現時点では未知数の部分も多いが、先進国では比較的好調といえる米国経済を、減税やインフラ投資などの財政政策でさらに刺激をしようというのが特徴だ。したがって、当選が決まって以降、株価や長期金利は大きく上昇した。そしてもう一つの特徴としてあげられるのが、「BUY AMERICAN」「HIRE AMERICAN」という二つの単純なフレーズに代表される米国製の商品・米国での雇用へのこだわりだ。自動車メーカーがメキシコに工場を建設することについて、ツイッターで「米国の雇用を奪うメーカーには高い関税をかける」と半ば恫喝し、工場移転を阻止するのである。米国に比較優位があるとはいえない製造業について、保護主義的な政策と個別企業を「口撃」することにより、地域のごく一部の雇用を守ろうとするこうした手法が、今後どのような展開を示すのか、地域経済を見る視点でも興味深いところだ。

翻ってわが国では、安倍政権の掲げる経済政策「アベノミクス」が5年目を迎えた。2017年度の予算編成に際しては、従来は支持する姿勢が強かった経済専門紙にさえ「円安や超低金利に依存するアベノミクスの短期主義に綻び」と報道されるなど、華々しくスタートした当初に比べ、厳しい評価が目立ってきた。アベノミクスの地域政策として14年にスタートした「地方創生」も、その後は「一億総活躍」や「生産性革命」など、次から次と新たな政策が打ちあがるなかで、メディアでの露出もめっきり少なくなり、世間の興味も薄れがちである。即効性のある政策はないとはいえ、年間出生数は過去最低レベルを這い、東京圏への人口流入ペースはむしろ加速し、地域経済は雇用こそ改善は続けているものの、消費や生産活動は多くの地域で依然厳しい状況が続いている。17年度は5年間の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間年として基本目標やKPIについても必要な見直しを行うこととされているが、どうするのだろうか。

政府の実質GDP成長率2%という目標は、持続的に達成できるとは考えにくい。無理な目標のために、金融や財政面で無理な政策が繰り返されており、それが将来世代に巨大な負の遺産にならないかと懸念する。来年度の地方創生関連予算をみると、地方自治体の自主的な取組みを支援する「地方創生推進交付金」が引き続き1,000億円計上されているが、そのほかを含めた1兆7,761億円については子育て支援や医療・介護関連など社会保障の充実名目で水膨れしているだけであり、「縦割り」「全国一律」から「自立性」や「地域性」を配慮する当初の方針が活かされているようにはみえない。地域政策については、成長志向の産業振興や社会資本整備といった切り口ではなく、それぞれの地域がさまざまな価値観で持続可能な姿をめざすこともあってよいのではないか。

（(株)農林中金総合研究所 取締役調査第二部長 新谷弘人・しんたに ひろひと）

今月のテーマ

農業・地域の振興と金融

今月の窓

地域政策をめぐる最近の動向

(株)農林中金総合研究所 取締役調査第二部長 新谷弘人

農産物オーナー制度と地域支援型農業を事例として  
消費者との関係性強化による6次産業化

尾高恵美 — 2

農業ファンドに着目して  
農業金融の手段としての出資について

高山航希 — 15

観光活性化ファンドによる地域金融機関の  
観光振興への取組み

佐藤彩生 — 34

談話室

金融危機後の規制強化は正しかったか

みずほ証券株式会社 顧問 宮内惇至 — 32

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# 消費者との関係性強化による6次産業化

—農産物オーナー制度と地域支援型農業を事例として—

主任研究員 尾高恵美

## 〔要 旨〕

本稿では、6次産業化において農業者が消費者との関係性を形成するプロセスについて、農産物オーナー制度と地域支援型農業（CSA）を対象として考察した。

本稿で取り上げた事例では、消費者が多面的に協力するビジネスモデルに基づいて、①消費者が期待する農産物を獲得するプロセス、②交流を通じて農業者と農産物に対する消費者の信頼が高まるプロセス、③消費者が作業体験を重ねることにより農業に対する理解が進むプロセスを通じて、消費者との関係性が強化され、取引の継続に結びつくことが示唆された。

農業者と消費者との関係性強化は、農産物オーナー制度や地域支援型農業に限らず消費者を直接の顧客として6次産業化に取り組む場合に重要な要素である。農業者の所得増大に向けて、農協としては、自らが主体となった6次産業化の拡大と農業者による6次産業化支援のため、地域の消費者である准組合員との関係性を意識した取組みが一層重要となろう。

## 目 次

### はじめに

#### 1 消費者と協力して行うオーナー制度とCSA

- (1) オーナー制度とCSAは6次産業化の一形態
- (2) 消費者会員が産地と直結するオーナー制度
- (3) 消費者会員と農業者が連携するCSA

#### 2 梨の木オーナー制度における関係性

—NPOが支援する取組み—

- (1) 労働力減少を機にオーナー制度導入
- (2) 会員の多くはリピーター
- (3) 作業実施は会員の義務
- (4) 樹園地や意見交換会で園主と会員が交流
- (5) 中間組織が継続性を支える重要な役割
- (6) 最小限の中間手数料で双方にメリット

#### 3 地域支援型農業における関係性

—つくば飯野農園の取組み—

- (1) こだわりの種で多品目野菜生産
- (2) 宅配からCSAに移行
- (3) 代金の一括前受けで資金繰り円滑化
- (4) 会員の引取りで輸送作業軽減
- (5) 会員と意見交換し運営改善

#### 4 事例にみる農業者と消費者との関係性

- (1) 消費者が多面的に協力するビジネスモデル
- (2) 消費者との関係性を形成するプロセス
- (3) 運営には中間組織の支援が効果的

おわりに

—准組合員を応援団とする農業者の所得増大に向けて—

## はじめに

都市的地域のように規模拡大に限界がある地域において、農業者の所得増大を図るには、規模拡大によってコスト削減を図るよりも、加工、直売やグリーンツーリズム等を加えた6次産業化によって収益性を向上させる視点がより重要となる。

6次産業化の取引では、農業者や農業者団体が消費者を直接の顧客とする場合が多い。そのマーケティング戦略としては、不特定多数の消費者を対象としてスポット的に取引するものと、特定の消費者を対象として長期的に取引するものに大別できる。本稿では、後者の戦略に注目して、継続的な取引のために農業者が消費者との間で良好な関係性を形成するプロセスについて、6次産業化のなかでも農産物オーナー制度（以下「オーナー制度」ということもある）と地域支援型農業（Community Supported Agricultureの日本語訳、以下「CSA」という）<sup>(注1)</sup>の2つの事例を用いて考察する。

**(注1)** 本稿では深く立ち入らないが、長期的に取引するために顧客と良好な関係性を形成する活動は、リレーションシップ・マーケティングと呼ばれる。久保田（2012）によると、「リレーションシップ・マーケティングとは顧客との間に『リレーションシップ』とよばれる、友好的で、持続的かつ安定的な結びつきを構築することで、長期的にみて好ましい成果を実現しようとする、売り手の活動」と定義される。農業分野を対象にリレーションシップ・マーケティングの概念を用いた論考としては、櫻井（2003、2008）や金岡（2007）がある。

## 1 消費者と協力して行う オーナー制度とCSA

本節では、本稿の分析対象であるオーナー制度とCSAについて、6次産業化における位置付けを確認したうえで、消費者とのかわりを中心に共通点と相違点を整理する。

### (1) オーナー制度とCSAは6次産業化の一形態

6次産業化とは、農林漁業者が農林水産物を生産するだけでなく、それを生かした加工（2次産業）、農産物直売所、庭先販売、宅配といった小売や、観光農園、農業体験農園、農家民宿といったグリーンツーリズム（3次産業）に取り組むことである。1（次産業）×2（次産業）×3（次産業）で、6次産業化と呼ばれている。

以下にみるように、農産物オーナー制度は、消費者に農業体験サービスを提供する点ではグリーンツーリズム、農産物を提供する点では直売の要素を含んでいる。また、CSAについては農産物の売買という側面をみれば消費者への直売の1つの形態である。いずれも6次産業化の範疇に入るが、消費者との関係性については共通点も相違点もある。

### (2) 消費者会員が産地と直結する オーナー制度

#### a 農産物オーナー制度とは

農産物オーナー制度には多様な形態がみ

られるが、消費者であるオーナー会員が契約に基づいて会費を前払いし、その対価として、区画や樹を割り当てられ、そこから収穫物を得るという仕組みはおおよそ共通している。大型機械による作業が困難で、人手が必要な棚田や果樹で比較的多くみられる。運営については、農業者が消費者会員と直接契約するケースもあれば、NPO等の中間組織がかかわっているケースも少なくない。

#### **b 消費者会員の作業参加には濃淡**

農産物オーナー制度における消費者会員の作業へのかかわり度合いは取組みにより濃淡がある。すべての農産物について網羅的に把握するための情報が不足しているので、ここでは棚田オーナー制度についてまとめた中島（2015）を基にして、会員の作業への参加状況について少し詳しくみてみたい。

棚田オーナー制度は1992年に高知県梶原町で取り組まれたのが最初とされ、14年において全国88か所で実施されている。同文献では、消費者会員の作業参加の多寡などを基準として、Aタイプ：農業体験・交流型、Bタイプ：農業体験・飯米確保型、Cタイプ：作業参加・交流型、Dタイプ：就農・交流型、Eタイプ：保全・支援型の5つに類型化している。

Aタイプは、一連の作業のうち田植えや稲刈りなど2～3回の農業体験に重きをおいておりグリーンツーリズムに近い。Bタイプの作業回数はAタイプと同程度だが、

飯米の確保を主たる目的としており直売の要素がより強い。Cタイプでは田植えと稲刈りに草刈りや脱穀が加わり、4回程度作業に参加する。さらにDタイプでは田起こしや代かきも含めて年間を通して10回以上作業を行う。作業の内容と回数が最も充実しており、体験の域を超えて就農を視野に入れたものになっている。

1か所のオーナー制度で、作業参加や特典が異なる複数のコースを用意している場合がある。なかでもEタイプは、Aタイプ～Dタイプを実施し、それとは別に、作業には参加できないが資金面で支援したい人向けに設けられているケースが多い。例えば、石川県の白米千枚田や千葉県の大山千枚田の棚田オーナー制度では、Cタイプとは別に、Eタイプをトラスト制度という名称で実施している。14年時点ではAタイプが最も多いが、Cタイプが増える傾向にある。

会員が受け取る特典の設定方法は、類型により異なっている。会員の作業参加回数が比較的少ないA、B、Eタイプは、収穫量にかかわらず一定量を保証している地域が多い。一方、作業参加回数が比較的多いC、Dタイプでは、全収穫量を特典としている地域が多く、会員が収穫量や品質の変動リスクを負うとともに、作業意欲を高めるインセンティブとなるように設定されている。

### **(3) 消費者会員と農業者が連携する CSA**

#### **a CSAとは**

一方、CSAについては「農家と消費者が

連携し、前払いによる農産物の契約を通じて相互に支え合う仕組み」と定義されている（農研機構農村工学研究所（2016））。加えて、地域の消費者会員が作業を手伝ったり、作柄によって受け取る数量や品目変動する豊凶リスクを共有しつつ、意見交換会を通じて運営に参画する点も特徴である。会員は定期的に農産物を引き取りに行ける範囲に住んでおり、栽培方法としては、慣行栽培に比べて草刈り等の手間のかかる無農薬栽培を対象とするケースが多い。

86年に米国マサチューセッツ州で始まり、12年において全農場の0.6%に相当する12,617農場がCSAに取り組んでいる（USDA（2016））。一方、国内では、96年の北海道の有限会社メノビレッジ長沼が最初とされる。10年制定の「食料・農業・農村基本計画」には、「農」を支える多様な連携軸の1つとして位置付けられたが、厳密な意味でCSAの取組みは16年1月現在で10事例にとどまっている（農研機構農村工学研究所（2016））。

## b オーナー制度との共通点が多い

具体的な仕組みは事例を用いて後述するが、代金前払い、消費者会員の作業参加、豊凶リスクの共有、運営参画というCSAの4つの特徴を、前述した棚田オーナー制度に当てはめてみると、両者には共通点が少ない。

CSAは、契約に基づいて消費者会員が代金を前払いする点では棚田オーナー制度と共通している。また、消費者会員が作業の一部を分担している点については、Eタイプ

を除いた棚田オーナー制度と共通している。さらに、豊凶リスクの共有については、棚田オーナー制度のうち、消費者会員の作業参加回数が比較的多いCタイプやDタイプのように、多少にかかわらず収穫できた分を会員特典とするケースでは、消費者会員も豊凶リスクを分担しているといえる。

一方、運営参画については、CSAでは定期的に消費者会員との意見交換会を開催している。棚田オーナー制度では一般的でないとみられるが、後述するオーナー制度の事例のように農業者や消費者会員が参加して運営について意見交換を行っているケースもある。

このように、CSAと作業参加回数が多い棚田オーナー制度は、運営参画の有無で違いはあるものの、それ以外の特徴では類似しており、いずれも消費者会員の多面的な協力によって成り立っている。

次に、農業者と消費者会員との関係性形成について、消費者会員の作業回数が多い梨の木オーナー制度とCSAの2つの事例に基づいて具体的にみていく。

## 2 梨の木オーナー制度における関係性 ——NPOが支援する取組み——

農産物オーナー制度の事例として、福井県で農業者と消費者が協力して梨の木を管理している「梨の木オーナー制度」について、園主農業者と運営主体であるNPO法人農と地域のふれあいネットワーク（以下

「農と地域ネット」という)への聞き取り調査によりみてみたい。

### (1) 労働力減少を機にオーナー制度導入

園主の農業者は、40aの樹園地で日本梨(幸水と豊水)の木を栽培している。樹園地は、福井市内から車で40分程度離れた坂井市の坂井北部丘陵地農業団地にあり、国営総合農地開発事業により造成され、平たんで作業条件はよい。

園主がオーナー制度に取り組み始めたきっかけは労働力不足である。夫婦2人で作業に従事していたが、労働力が減り経営を維持できるか悩んでいた。以前からの知己であった農と地域ネットの理事長に相談し、05年度よりオーナー制度に取り組み始めた。

### (2) 会員の多くはリピーター

16年度の会員数は37人で、複数の木のオーナーになっている会員もいる。樹園地に通って作業するため、会員の多くは、福井市内をはじめ樹園地から車で1時間の範囲に住んでいる。会員の大部分は長年続けているリピーターで、05年の開始から継続している会員も少なくない。仲介している農と地域ネットによると、リピーターが多い理由は、良質な梨を収穫できることと、そのために通常の施肥に加えて米ぬかを散布するなど園主が丹念に作業している姿を会員がみて、感謝しているためであるという。

40aの樹園地に100本の梨の木があり、16年度はそのうち43本をオーナー制度で管理

している。残りは園主が管理し農協共販に出荷しており、園内にはオーナー制度の木と共販出荷用の木が混在している。園主は収穫量が多い木を選んで会員に割り当てている。継続する会員には前年と同じ木を割り当て、老木になり収穫量が減少した場合には変更している。1本につき、オーナー料金は27,000円、農と地域ネットへの運営委託料は3,000円、計30,000円を12月末までに会員は一括払いする。会員募集資料において、1本の木からの収穫量はおおよそ250~350個としており、天候、摘果の程度や樹齢等の影響を受けるため、最低保証は行っておらず、豊凶リスクは会員が負っている。会員は自家消費する以外に、贈答用として消費している。

### (3) 作業実施は会員の義務

本オーナー制度では、会員は、割り当てられた梨の木の作業を義務として行い、代わりに特典としてその木からの収穫物を得ている。定められた期間中に作業できなかった場合にはペナルティ(せん定・誘引と摘果についてそれぞれ5,000円)が請求され、代わりに作業した園主や近隣の農業者等に支払われる。会員は、各作業に先立って、普及機関である県坂井農林総合事務所(以下「県農林事務所」という)の果樹担当普及員を講師とする講習会を受講している。

会員が分担している作業は、せん定、枝の誘引、摘果、収穫である。それ以外の施肥、草刈り、防除は機械で、授粉はミツバチを利用して園主が担当している。加えて、



園主は、会員が作業した後、必要に応じて手直しを施している。また、制度の開始1～2年目は、会員は作業に熟練しておらず、適正なせん定ができなかったため、収穫量が減少した。そこで3年目に、園主が会員のせん定作業の前に一次せん定を施すといった対応を行った。園主は、会員の主体性を尊重しつつも、一定の収穫を得られるようにフォローしている。

#### (4) 樹園地や意見交換会で園主と会員が交流

会員は、せん定や誘引で3～5回、摘果で2～3回、収穫で2～4回、合わせて年間10回前後、樹園地で作業を行っている。前述した棚田オーナー制度の類型に当てはめると、主要な作業に携わるCタイプの作業参加・交流型やDタイプの就農・交流型に近いといえる。会員は園主の作業日に合わせて指導を受けながら作業することも多く、樹園地で交流が行われている。

また、年4回、講習会時に、園主、消費者会員、農と地域ネット、県農林事務所、農協といった関係者が参加して、オーナー料金や前年の収穫実績について意見交換したり、会員が作業に適した資材などについて相談している。

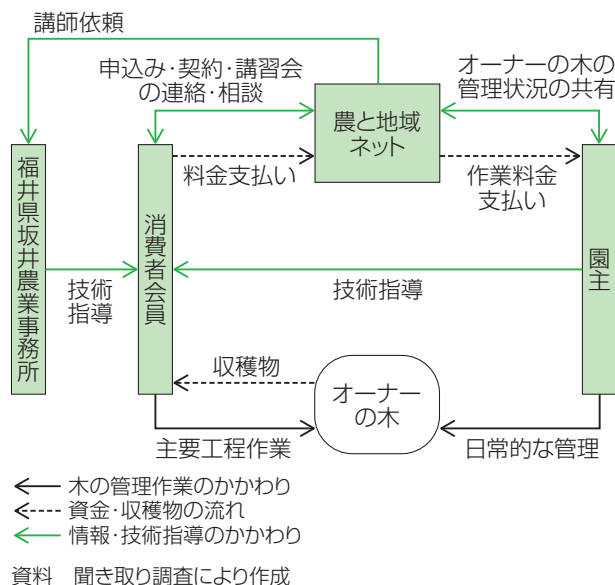
#### (5) 中間組織が継続性を支える重要な役割

本オーナー制度を運営している農と地域ネットは、「地域における農林水産業と消費者・地域資源との結びつきを深め、新しい

コミュニティビジネスの創出を図ることに、地域の活性化及び環境の保護に寄与すること」を目的として、04年に設立された。本オーナー制度以外にも、梅の木や田んぼのオーナー制度、農業体験等、地域資源を活用した事業を行っている。

本オーナー制度において、農と地域ネットが直接作業を行うわけではないが、会員の募集、会員からの料金の徴収と園主へのオーナー料金の支払い、会員への連絡や問合せへの対応、技術講習会の講師依頼等において、関係者を結ぶ役割を果たしている(第1図)。開始前、周辺の農業者は農業団地に外部の人が入ってくることへの不安があり、園主は会員からの問合せへの対応を懸念していたが、問題が生じた場合には農と地域ネットが責任を負うという方針により不安や懸念が解消され、実現に結びついた。とくに園主にとって心強い存在となった。

第1図 梨の木オーナー制度運営の仕組み



ている。

## (6) 最小限の中間手数料で双方に メリット

園主は、本オーナー制度を通じて会員と親しい関係になったことに満足している。一方、会員も、専門家から技術指導を受けながら、割り当てられた梨の木を栽培して、収穫の喜びを体験できることに第一のメリットを見いだしており、リピーター会員の主たる動機は経済的なメリットではないと農と地域ネットでは認識している。このように、双方にとって経済的メリットは副次的なものである。参考までに園主と会員の採算性を試算すると、本オーナー制度では中間流通コストが低く抑えられているため、双方とも経済的なメリットも享受している。

### a 低コスト運営で園主にメリット

オーナー制度の会員が主要な作業工程を分担することにより、労働力の減少分が補われ、園主は面積を縮小させることなく、経営を継続することが可能となっている。会員の作業後、修正作業を行っているものの、オーナー制度における園主の作業負担は共販出荷に比べて軽減されている。

また、農と地域ネット資料により16年度の本オーナー制度にかかる園主の10a当たり所得をおおまかに試算すると、14年度における日本梨の全国平均値より2割程度多い（農林水産省「農業経営統計調査」）。本オーナー制度の粗収益は全国平均を下回るものの、低コストで運営できているためであ

る。具体的には、本オーナー制度では会員が自ら用意した容器に収穫した梨を詰めて持ち帰るため、荷造りや運搬にかかる人件費や資材費が不要であることが大きく影響している。

さらにオーナー料金は、農と地域ネットを通じて1月上旬に一括して園主に支払われるため、資材代金支払いのための資金の確保にも貢献している。

### b 購入価格は割安

一方、会員の経済的メリットについては、収穫量を購入金額に換算すると、次のようになる。本オーナー制度の募集資料において1本当たり収穫量はおよそ250～350個とされている。ここでは、仮に、収穫量を300個、梨1個当たりの重量を350g、14年度「家計調査年報」より日本梨1kg当たり購入価格を447円とすると、1本当たり46,935円となる。作業の機会費用を考慮しなければ、オーナー料金と運営委託料を合わせた3万円を上回る収穫を期待できるものとなっており、会員にとっても少なからずメリットがあるものとなっている。

## 3 地域支援型農業における 関係性

### —つくば飯野農園の取組み—

次に、農業者と消費者が協力して運営しているCSAの事例について、つくば飯野農園への聞き取り調査によりみてみたい。<sup>(注2)</sup>

(注2) 本節の記述は尾高(2017)を基にしている。

### (1) こだわりの種で多品目野菜生産

つくば飯野農園（以下「農園」という）は茨城県つくば市にあり、経営耕地面積は62aで、主な労働力は夫婦2人である。F1種でない在来種や固定種（代々自家採種されて性質が固定した種）を使用して、無農薬、無化学肥料で、希少な品目を含めて多品目の野菜を栽培している。それをCSA、イベントでの対面販売、市内の一流レストランやベーカリー等の飲食店という3つの販路で販売している。16年度の売上高のうちCSAは2割を占めている。

### (2) 宅配からCSAに移行

農園では、作ったものを不特定多数の消費者に販売するのではなく、食べる人や調理する人の顔がみえる農業がしたいという考えの下で、就農後から3年間は、多品目からなる野菜セットを個配により消費者に直売していた。しかし売上げは伸びず、代金回収が煩雑であるなど、方法を変える必要性を感じていた。講演会や研究会を通じて、先行している経営体の取組みを学び、宅配の利用者を中心に、15年から30人強の会員でスタートした。

### (3) 代金の一括前受けで資金繰り円滑化

農園では会員と意見交換しながらCSAの仕組みを改善しているため、年により少しずつ異なっている。ここでは16年度の仕組みについてみてみたい。

農園と会員は、5月から8月と10月から翌年1月まで、4か月ないし8か月の契約

を締結し、計100種類近くになる野菜セットを提供している。<sup>(注3)</sup>会員は毎週のMセット（代金は年間4万円、1回当たり1,250円）と隔週のLセット（年間3万円、1回当たり1,875円）から選択する。

野菜セットの代金は、新しい年度が始まる4月までに、前期4か月分または通期8か月分をまとめて前払いする決まりである。農園では、前受けした代金を春先の資材購入資金に当てており、資金繰りの円滑化に大変役に立っているとのことである。

Mセットは1回につき5品目程度、Lセットは7品目程度という目安はあるものの、天候の影響で数量や品目数は増減する場合もあり、会員は理解したうえで加入している。会員の理解を促すために、生育状況をこまめに発信している。ただし、これまで欠品したことはない。

提供する野菜の規格は、極端に小さい野菜や病害虫の被害が大きい野菜は除いているが、卸売市場出荷ほど厳格でなく、ほ場でのロス率は低く抑えられている。

**(注3)** 代金回収事務を簡素化するため、17年度からは半期ずつの契約に1本化する。また、試用として1か月コースを新設する予定。

### (4) 会員の引取りで輸送作業軽減

野菜セットの受渡しは、原則として、決まった曜日の午後、会員が出荷場に引き取りに行く。複数の会員が働いている職場や、乳幼児がいる家庭などやむを得ない事情がある場合にのみ有料で配送している。このため出荷場までは、最も遠い会員でも車で30分弱の範囲に限られている。引取り

時間は12時から21時までの9時間としているため、CSAを始めるにあたって出荷場に冷蔵庫を設置し、野菜の鮮度保持に努めている。

前述したように、一般的なCSAの特徴として消費者会員の作業参加があげられるが、農園では、輸送以外の作業については希望者に可能な範囲で手伝ってもらえればよいという考えで、義務にはしていない。夫婦共働きが多いため、一部の会員に限られるものの、収穫後の調製や仕分といった出荷作業を中心に手伝っている。それよりも経営に貢献しているのは、会員の引取りによって農園の輸送作業負担が軽減されていることである。これによって生じた時間を、多品目の無農薬栽培のため手間のかかるほ場での管理作業に振り向けている。

#### (5) 会員と意見交換し運営改善

農園は、会員向けに積極的に情報発信し、交流を行っている。消費者会員に野菜を栽培しているほ場を見学してもらうために、年に数回、会員や地域住民を対象に野菜の収穫体験を行っている。

生育状況、出荷作業の援農の募集や体験イベント等に関する日常的な情報発信は、野菜セット引渡し時の会話、野菜セットに添えるレターや農園のFacebookで行っている。

そして12月ないし1月には、次年度に向けて会員と意見交換する場を設けている。すべての会員が参加するわけではないが、農園からは経営状況を詳細に報告し、継続

に向けて、配送等の仕組み、野菜の品目やコミュニケーションの方法などについて話し合い、改善に役立っている。

例えば、初年度は個配が多く、農園にとって配送にかかる時間と燃料代が負担となったため、意見交換会で話し合い、会員の同意を得て、翌年度はできるだけ会員が引取りにいく方法に変更した。また、会員のアイデアを取り入れて、引取りにマイバッグ持参としたため、包装資材費の節減につながった。さらに、希少な品目の野菜を提供できることが農園の強みだが、調理方法がわからない品目も少なくない。会員同士で調理方法を共有化する仕組みの設置について会員からアイデアが出され、早速実行された。

農園では、会員から率直な意見を聞く場を設けることに加えて、レストランの販路を、シェフという調理のプロフェッショナルから厳しい評価を受ける機会と位置付けて、会員制という閉じられた関係により生じるなれ合いを防ぐ対策を意識的に行っている。

## 4 事例にみる農業者と消費者との関係性

本節では、前述した事例に基づいて、農業者が消費者との関係性を形成し強化するプロセスについて仮説的に整理する。

### (1) 消費者が多面的に協力するビジネスモデル

事例では、近隣に住む特定の消費者を取

引対象としており，単に農産物や体験サービスの取引だけでなく，資金や労働力の確保，豊凶リスク共有など消費者会員が多面的に協力している（第1表）。

資金については，いずれの事例でも消費者会員は料金を一括で前払いしており，農業者は資材購入代金の支払いに活用している。とくに就農して間もなく資本の蓄積が少ない農業者にとっては貴重な資金源となっており，資金繰りの円滑化に寄与している。

また労働力についても，梨の木オーナー制度の事例では，大型機械を使用できない作業を消費者会員が義務として行っているため，農業者の労働負担は軽減され，営農の継続に貢献している。一方CSAでも，消費者会員が自ら野菜セットを引き取りに行くことで，農業者の輸送作業が軽減されて，ほ場での作業に注力できるようになっている。

ただし，このように消費者が多面的に協力するビジネスモデルを続けるには，良好

な関係性を形成する必要がある，それが可能な消費者の数には限りがある。このため，いずれの事例でもオーナー制度やCSAは農業経営全体の収益の一部を構成するにとどまっている。

## (2) 消費者との関係性を形成するプロセス

消費者会員にとって，技術指導を受けながら農作業に参加して良質な梨を収穫する喜びを体験できることや，無農薬栽培の希少な野菜を入手できることは魅力的であり，協力に伴う負担を納得したうえで参加していると思われる。消費一般において簡便性を重視する傾向が強まるなかで，負担感が比較的大きい取引が続いている一因として，会員の納得に加えて，農業者と消費者会員の間の良好な関係性が影響していると考えられる。事例に基づく，関係性形成のプロセスは次の3つに整理できる（第2図）。

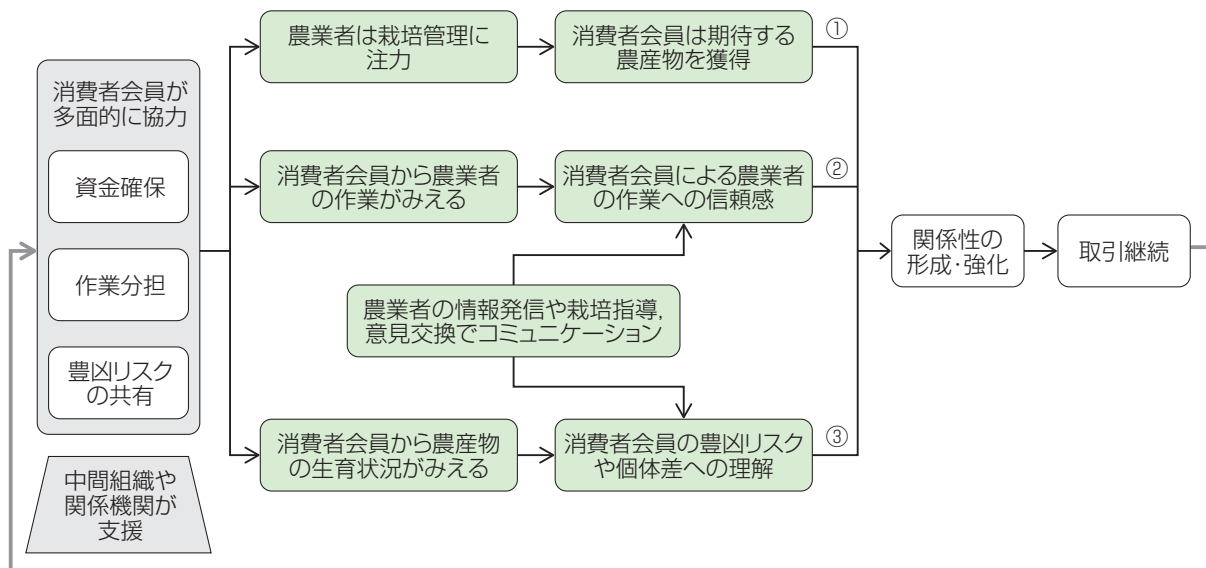
1つめは，期待する農産物を獲得するプロセスである（第2図中の①）。前節で述べ

第1表 梨の木オーナー制度とつくば飯野農園のCSAの概要

	農と地域ネットが運営する梨の木オーナー制度	つくば飯野農園のCSA
対象の消費者	近隣に住む特定の消費者(会員)	近隣に住む特定の消費者(会員)
農業者への代金入金 のタイミング	一括前払い	一括前払い(半期または通期)
消費者会員の作業への 参加	せん定, 誘引, 摘果, 収穫作業の従事が義務。年間10回前後, 樹園地で作業。会員が作業できない場合にはペナルティが課される	基本的に会員が野菜セットを引き取りに行くため, 農園の輸送作業が軽減。一部の会員は出荷作業を中心に援農
消費者会員の豊凶リスク の共有	自ら管理した木からの収穫物が会員の特典。豊凶リスクは会員が負う	天候の影響によって野菜セットの品目数や数量は増減。過剰の場合にはほかの販路で調整することもある
消費者会員の運営参画	講習会で, 農業者, 消費者会員, 農と地域ネット, 県農林事務所, 農協が参加して意見交換	栽培品目, 運営方法, 情報発信の内容等について協議

資料 各種資料, 聞き取り調査により作成

第2図 農業者が消費者会員との関係性を形成するプロセス(イメージ)



資料 聞き取り調査により作成  
 (注) ①～③は本文参照。

たように、消費者会員が作業の一部を分担し、農業者がそれ以外の栽培に注力するという、双方の協力によって農産物の収穫に結びついている。消費者会員は、良質な梨や無農薬・無化学肥料栽培による多品目の野菜といった期待した農産物を獲得でき、負担を伴う取引の継続につながっていると考えられる。

2つめは、交流を通じて農業者に対する消費者の信頼が高まるプロセスである(第2図中の②)。事例では、消費者会員は、樹園地での作業や野菜セットの引取りのために農業者と接する機会があり、作業指導や情報交換を通じて交流している。さらに消費者会員との意見交換会を開催しており、運営改善に向けて協議している。このような農業者と消費者会員との交流によって、お互いの顔がみえる関係が形成されて、農業者の作業と生産される農産物への信頼感

が醸成され、取引の継続につながっていると考えられる。

3つめは、消費者が作業体験を重ねることにより農業に対する理解が進むプロセスである(第2図中の③)。事例では、消費者会員が作業や体験イベントでほ場に行く機会が多い。そこでの体験によって、ほ場で農産物の生育状況を目にする機会が増え、天候等によって収穫が増減したり、摘果度合い等による1本当たりの収穫量に差があったり、個体の大きさにバラつきがあることなどについて理解が進み、収穫量が減少した場合にも、中断することなく取引の継続につながっていると考えられる。

### (3) 運営には中間組織の支援が効果的

消費者が多面的に協力するビジネスモデルでは、消費者会員の募集や関係者の調整、消費者会員とのコミュニケーションが不可

欠である。しかし、とりわけ農繁期には、農業者は作業で手一杯となりその余裕がない場合もあろう。また、つくば飯野農園の事例のようにFacebookやブログなどのソーシャルメディアは、消費者会員とのコミュニケーションのツールとして有効であるものの、すべての農業者が使いこなせるわけではないだろう。

梨の木オーナー制度では、農と地域ネットが農業者と消費者との間にあって、会員の募集や問合せへの対応、技術指導の講師を務める県農林事務所との調整等を行いつつ、問題が生じた場合に対応する責任を負うという重要な役割を果たしていた。農研機構農村工学研究所（2016）はわが国においてCSAが拡大しない一因としてマッチングを行う中間組織の不在を強調しており、CSAの拡大においても中間組織が必要と考えられる。コミュニケーション能力向上により農業者自身がすべてを運営できるように支援するだけでなく、農業者による運営を補完する農協やNPO等の中間組織への支援も重要となろう。

**おわりに**  
—准組合員を応援団とする農業者  
の所得増大に向けて—

農業者と消費者との関係性強化について、本稿で取り上げたオーナー制度とCSAの事例では、消費者の期待する農産物の獲得、農業者や農産物への信頼、農業への理解の3つのプロセスを通じて両者の関係性が強

化されており、そこでは中間組織による支援が効果的であることが示唆された。

消費者との関係性強化は、オーナー制度やCSAに限らず消費者を直接の顧客として6次産業化に取り組む場合に重要な要素である。とくに施設が増加して競争が激しくなっている直売所では、リピーターを増やすことが安定した収益を得るうえで不可欠であり、そのための関係性の形成が課題となろう。対応策として一部の直売所では、普及センターが主催して、出荷者である農業者と地元利用者との意見交換会を開催している<sup>(注4)</sup>。また、利用者に援農を呼び掛けている直売所の事例もある<sup>(注5)</sup>。このような取り組みは、農産物の生産や直売所の運営改善により消費者の満足度が高まるとともに、農業者や農業への理解を促進することにより、双方向の関係性の強化と取引の継続に寄与するものと考えられる。

JAグループの中期的な経営方針である「第27回JA全国大会決議」(15年10月)では、農業者の所得増大と農業生産の拡大を重点課題とし、准組合員を「農業振興の応援団」に位置付けて取り組むこととしている。農業者の所得増大に向けて、農協としては、自らが主体となった6次産業化の拡大と農業者による6次産業化支援のため、地域の消費者である准組合員との関係性を意識した取り組みが一層重要となろう。

**(注4)** 大里農林振興センターは、深谷市で、消費者に直売所の仕組みと安全・安心の取り組みの理解を促すとともに、消費者の意見を直売所の運営に生かすことを目的に、生産者と消費者が参加して交流会を開催した(埼玉県ウェブサイト)。

**(注5)** 愛知県名古屋市のオアシス21オーガニック

ファーマーズ朝市村や福岡県福岡市の有限会社ヴェルデが運営する直売所では、利用者が出荷農家の援農を行っている。

#### <参考文献>

- ・尾高恵美 (2017) 「地域支援型農業に取り組む新規就農者」『農中総研 調査と情報』Web誌1月号, (6～7頁)
- ・片柳義春 (2003) 「食農連携の推進と地域通貨」『農業と経済』臨時増刊号, 第69巻第5号, (57～65頁)
- ・金岡正樹 (2007) 「顧客との関係性強化による米産地の販売活動」『農林業問題研究』第43巻第1号, (130～135頁)
- ・唐崎卓也ほか (2012) 「CSAが地域に及ぼす多面的効果と定着の可能性」『農村生活研究』第56巻第1号, (25～37頁)
- ・唐崎卓也 (2013) 「遊休農地を活用したCSA農場の取り組み」『農業および園芸』第88巻第4号, (473～480頁)
- ・唐崎卓也 (2016) 「小さい農家と消費者が支え合うコミュニティ 日本型CSAの可能性」『現代農業』第95巻第5号, (338～341頁)
- ・久保田進彦 (2012) 『リレーションシップ・マーケティング—コミットメント・アプローチによる把握—』有斐閣
- ・久保田進彦 (2014) 「関係のマーケティングを解きほぐす」『AD STUDIES』第48号, (24～29頁)
- ・櫻井清一 (2001) 「都市・農村連携の視点からみた農産物直売活動」『農村計画学会誌』第20巻第3号, (203～208頁)
- ・櫻井清一 (2003) 「産地マーケティング論の新展開：関係性の視点から」『千葉大学園芸学部学術報告』第57号, (107～119頁)
- ・櫻井清一 (2008) 『農産物産地をめぐる関係性マーケティング分析』農林統計協会
- ・多田憲市 (2010) 「コミュニティビジネスの創出を支援」『技術と普及』第47巻第12号, (50～53頁)
- ・蔦谷栄一 (2013) 『共生と提携のコミュニティ農業へ』創森社

- ・中島峰広 (2015) 『棚田保全の歩み—文化的景観と棚田オーナー制度』古今書院
- ・農研機構農村工学研究所 (2016) 「CSA (地域支援型農業) 導入の手引き」
- ・波多野豪 (2008) 「CSAによる生産者と消費者の連携—スイスと日本の産消連携活動の比較から」『農業および園芸』第83巻1号, (190～196頁)
- ・波多野豪 (2010) 「直売所を生かした日本型CSAの可能性—産消提携と欧米のCSAに学ぶ」『現代農業増刊号』2月号, (226～231頁)
- ・波多野豪・野見山敏雄・小林富雄 (2012) 「CSAによる生産者と消費者の連携に関する研究：地産地消の次段階的展開」三重大学学術機関リポジトリ
- ・波多野豪 (2013) 「CSAの現状と産消提携の停滞要因—スイスCSA (ACP：産消近接契約農業) の到達点と産消提携原則—」『有機農業研究』第5巻第1号, (21～31頁)
- ・ヘンダーソン, E.・ロビン, V. E. (2008) 『CSA地域支援型農業の可能性—アメリカ版地産地消の成果』(山本きよこ訳) 家の光協会
- ・村瀬博昭・前野隆司・林美香子 (2010) 「CSA (Community Supported Agriculture) による地域活性化に関する研究：メノビレッジ長沼のCSAの取組を事例として」『地域活性研究』第1巻, (41～51頁)
- ・村瀬博昭・前野隆司・林美香子 (2011) 「CSA (Community Supported Agriculture) による地域活性化に関する研究 (第2報)：日本型CSAの特徴と地域における役割」『地域活性研究』第2巻, (77～88頁)
- ・USDA (2016) *2012 Census of Agriculture*

#### <参考ウェブサイト>

- ・NPO法人農と地域のふれあいネットワーク  
<http://www9.plala.or.jp/nou-net/>
- ・つくば飯野農園  
<http://www.tsukuba-iinonouen.com/>

(おだか めぐみ)





# 農業金融の手段としての出資について

—農業ファンドに着目して—

研究員 高山航希

## 〔要 旨〕

本稿では、農業金融の手段としての、農業法人や農業関連産業に対する出資を取り上げ、その意義を考察する。

出資によって農業法人や農業関連産業に投資を行う主体には、農業法人投資育成制度や農林漁業成長産業化支援機構を利用したものなどがあり、その特徴は金銭的なリターンの獲得だけでなく地域経済の発展などの公益的なリターンも重視している点にある。

出資によって農業法人や農業関連産業に投資を行う意義として、まず出資による資金調達が法人の経営の安定化に寄与し、法人の事業拡大を促す点が挙げられる。また、現状では、そのような投資を行う主体は官民連携で設立されていることが多いが、その結果として、農業への出資による投資を促進する効果があると思われる。さらに、出資によって農業法人を支援することの波及効果として、地域経済を活性化する効果も考えられよう。

農業金融の新たなツールとして、出資は今後の一層の機能発揮が期待される。

## 目 次

はじめに	(1) 農業法人立ち上げに利用した2社
1 農業法人や農業関連事業への出資を行う投資主体について	(2) 設備投資で事業拡大を図った株式会社早和果樹園
(1) 農業法人投資育成制度に基づく承認を受けた投資会社・投資組合	(3) 運転資金拡充で経営安定化を図った株式会社黄金崎農場
(2) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構のサブファンド（6次化ファンド）	3 出資による農業投資の意義
(3) その他の投資主体	(1) 農業法人や6次産業化事業体にとっての意義
(4) 出資による農業投資の現況	(2) 官民連携で出資を行うことの意義
(5) 海外と比較してみた日本の農業投資主体の特徴	(3) 地域農業や地域経済にとっての意義
2 投資会社等から出資を受けた農業法人の事例	(4) 農業政策金融上の意義
	おわりに

## はじめに

近年、農地所有適格法人<sup>(注1)</sup>や6次産業化事業体への出資に関わる規制や制度が整備され、投資として農業法人や農業関連事業体への出資を行う「農業ファンド」の組成が増えており、注目を集めている。その背景には、出資による農業投資が地域農業や地域経済の活性化に資することへの期待がある。

それを端的に表すのが、農業法人や農業関連事業への出資を行う投資主体のほとんどが地域金融機関によって設立されているという事実である。地域金融機関は主とする営業エリアの経済動向と密接に関わっているため、農業を支援することで地域経済を活性化しようというインセンティブがあり、農業向け融資や、農業と食料関連産業のビジネスマッチング等を強化してきた経緯がある。そのようななかで、農業への投資を目的とする投資会社や投資組合といった投資主体を設立し、そこから農業法人や農業関連事業体に出資することは、農業金融に加わった新たなツールと捉えられる。

他方、出資を受ける農業法人や農業関連事業体にしても、例えば農地所有適格法人の数は、2005年の7,904から16年の16,207に11年間で倍増している<sup>(注2)</sup>。出資による資金調達を望む、あるいは潜在的に必要としている農地所有適格法人の数も増加していると考えられる。

農業金融研究の分野でも、農業法人や農

業関連事業への出資について、その重要性が認識されているが<sup>(注3)</sup>（泉田編（2008））、これまで十分に論じられることはなかった。そこで、本稿では出資による農業投資の制度と現状について取りまとめ、農業・農村における意義について考察したい。

**(注1)** 以前は「農業生産法人」と呼ばれていた、農地を所有できる法人のこと。農地法改正により16年4月1日以降は呼称が「農地所有適格法人」となり、認可要件も緩和された。

**(注2)** 農林水産省ウェブサイトのデータによる。  
[http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/28\\_tekikaku\\_houzin.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/28_tekikaku_houzin.pdf)

## 1 農業法人や農業関連事業への出資を行う投資主体について

まず、出資によって農業法人や農業関連事業に投資する主体にはどのようなものがあるか、諸制度をまとめることから本論を始めたい。

### (1) 農業法人投資育成制度に基づく

#### 承認を受けた投資会社・投資組合

まず最初に取り上げるのは、農業法人投資育成制度（以下「育成制度」という）に基づく承認を受けた投資会社や投資組合である。育成制度は、02年に制定された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（以下「投資円滑化法」という）に基づいた制度である。育成制度は、農林水産大臣の承認を受けた投資会社や投資組合が農業法人に出資を行うことで、「農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄

与すること」を目的としている。同制度による承認を受けた投資会社や投資組合は、公式には「農業法人投資円滑化法に基づく事業計画承認に係る投資会社・投資組合」や「農林水産大臣承認投資育成会社等」と呼ばれているが、便宜上、本稿では「育成会社」や「育成組合」、また2つを総称して「育成会社等」と呼ぶことにする。

育成制度の特徴は、投資会社や投資組合が農林水産大臣の承認を得ることで、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）からの出資を受けることができるようになり、さらに農業法人への投資に関して日本公庫からのアドバイスを受けることができるようになることである。育成会社等が日本公庫から出資を受けることができる金額は、資本金または総出資約束額の50%未満である。

育成会社等として承認されるには、投資事業計画書を農林水産省に提出する必要がある。そして育成会社等が「投機的利益の追求」を目的としていないことや、農業法人の自己資本の充実に資する出資条件になることに配慮すること、必要があれば投資先の農業法人に対して経営指導や技術指導を行う能力があること等が認められる必要がある<sup>(注3)</sup>。

承認を受けられる育成会社等の要件は、当初農協あるいは地方公共団体が議決権の過半数を保有する株式会社に限られていたため、組成のハードルが高く、長らく「アグリビジネス投資育成株式会社」（以下「アグリ社」という）の1社のみであった。13年

に育成制度が改正され、農協系統以外の民間金融機関を含む一般企業による組成と、投資事業有限責任組合形態が認められるようになり、民間金融機関による育成組合の組成が相次いだ。

投資事業有限責任組合はLPS (limited partnership) と呼ばれ（以下、投資事業有限責任組合を「LPS」という）、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」で定められている。LPSは事業者に対する投資事業を共同で行うための契約に基づく組合である。LPSの組合員はLPSに出資する投資家で、無限責任組合員 (general partner : GP) と有限責任組合員 (limited partner : LP) の区別があるのが特徴である。GPは組合の債務に対して無限責任を負い、組合の業務を執行する。LPは株式会社の株主と同様に、出資額を上限として責任を負う。投資判断はGPとLPが共同で行っていることが多いようである。LPSと株式会社で性質が大きく異なる点としては、LPS自体は法人格を持たないこと、またLPSは組合契約書に存続期間を定めなければならない、存続期間の後は組合を解散し清算すること（株式会社は基本的に永続するのが前提）である。

LPSの育成組合は、育成組合を組成する民間金融機関がLPとして出資し、資産管理等を専門とする子会社が少額を出資してGPを担当するケースが多い。日本公庫からの出資を受ける場合、日本公庫はもう一つのLPとなる。

育成会社等は、農業法人に対して出資を行った後、法人の利益に応じて配当を得つ

つ、最終的には投資資金の回収を行う。回収手段には、法人自体やその法人のほかの株主、社員等への株式の売却がありうるが、育成制度では主として法人自体への売却が想定されている。投資先が農地所有適格法人でない場合は、第三者への譲渡で回収することも可能であるとされている。出資実行から回収までの期間としては、現状の育成会社等は、10年から15年程度を原則としていることが多いようである。

なお、16年3月以前は、育成会社等として承認されれば農業生産法人に投資することも育成制度の特徴の一つであった。農業生産法人は62年の農地法改正により生まれたもので、一定の要件を満たした法人が農地の売買や貸借などの権利主体となれる制度である。00年の農地法改正により、それまで有限会社や農事組合法人等に限定されていた農業生産法人に、株式会社も認められるようになったが、農業生産法人として認定されるには、農地の維持および適正利用を図るため、様々な要件を満たす必要があった。要件の主なものは次のとおりである。

- ①売上高の過半が農業
- ②農業関係者が保有する議決権が総議決権の4分の3以上
- ③農業関係者以外で議決権を保有できるのは、その法人が「継続的な取引関係を有する関連事業者等」に限定される。かつ農業関係者以外が保有する議決権は総議決権の4分の1未満
- ④その他、役員に関する規定

農業生産法人は、特に②と③により自己資本の増強に制約があるとされていた。これを解決するため、農地法に特例を設け、承認を受けた投資会社であれば「継続的な取引関係」を持たなくても農業法人に出資することを認め、かつその場合に農業関係者以外の議決権保有割合制限が2分の1未満に緩和されることとなった。これが、育成制度の元々の目的の一つであった。

しかし、農地法改正により、16年4月以降、農業生産法人は「農地所有適格法人」となり、農業関係者以外も無条件で2分の1未満の議決権を保有できるようになったため、農地所有適格法人の議決権取得に関する制約が小さくなることを育成制度の特徴<sup>(注4)</sup>ということにはできなくなった。

(注3) 農林水産省「農業法人投資育成事業に関する計画の承認申請等に係るガイドライン」より。

(注4) 実態上も、育成会社等から農業生産法人や農地所有適格法人への出資は無議決権株式<sup>(注4)</sup>を利用し、議決権を取得しないケースが多いようである。

## (2) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構のサブファンド(6次化ファンド)

次に取り上げるのは、株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「A-FIVE」という)のサブファンドである。A-FIVEは、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づいて政府と民間が設立した株式会社形態の投資ファンドであり、いわゆる「官民ファンド」の一つである。A-FIVEの目的は、農林漁業者の所得の向上と農林漁業の成長産業化のために、農林漁業者が主体となって進められている6次産業化事業体に

対して金融面の支援を行うことである。A-FIVEは政府が発行済株式総数の2分の1以上を常に保有することとなっており、16年7月6日現在、国のA-FIVEへの出資総額は300億円、民間企業の出資総額は19億円と、ほぼ政府出資で成り立っている。

A-FIVEが行う金融支援の方法は、6次産業化事業体への出資と資本金劣後ローンの供与とされており、A-FIVEは主に出資を行っている。出資はA-FIVEから6次産業化事業体へ直接行う場合もあるが、基本的にはサブファンドを通じた間接出資として行う。サブファンドとは民間企業が組成するLPSで、A-FIVEはサブファンドのLPとしてサブファンドの総出資約束金額の50%を出資する。A-FIVE自体もファンドであるため、このようなLPSは「サブファンド」と呼ばれる。投資案件の発掘等はサブファンドが行う。日本公庫からの出資を受けない選択もできる育成会社等と異なり、6次化サブファンドはA-FIVEからの出資を必ず受けなければならない。以下では、特にサブであることを強調する場合を除き、サブファンドを単に「6次化ファンド」と呼ぶ。

なお、資本金劣後ローンは、劣後ローン的一种で、借手の6次産業化事業体の貸借対照表上では負債として計上されるが、返済順位が劣後するため、金融機関が6次産業化事業体の財務を見るうえでは資本と見なすことができるものである。資本金劣後ローンの貸付は無担保無保証で、A-FIVEから直接貸し付けられる。

支援先の6次産業化事業体は、農林漁業者が2次、3次産業事業者（パートナー事業者）との共同で出資した事業体で、6次産業化法の認定を受けている必要がある。

6次化ファンドの特徴は、農林漁業者が主体となって1次製品の付加価値向上等を目指すという政策目的にあり、これが担保されるような仕組みを備えている点である。まず、「農林漁業者の主体性」のため、出資対象の6次産業化事業体は、総議決権のうち農林漁業者が保有する割合がパートナー事業者側を上回っているなど、農林漁業者が経営のイニシアチブを握っていることが必要である。また、出資先の選定は基本的にサブファンドが行うが、A-FIVEは内部に有識者による「農林漁業成長産業化委員会」と呼ばれる委員会を持っており、出資案件がサブファンドから提案されると、委員会が当該の農林漁業者から意見を聴取し、事業性や政策性等の観点からデューデリジェンス（due diligence、投資先の事前評価）を行い、出資を承認する。この後、さらに農林水産大臣による認可を経て、サブファンドからの出資が最終決定されることとなっている。

出資先の6次産業化事業体が株式会社の場合、出資は議決権付きの株式で行われていることが多いようである。ただ、一部を無議決権株式で引き受けている事例も散見される。投資資金の回収においては、育成制度と同様に、出資先法人による株式の買戻しが主として想定されている。

### (3) その他の投資主体

育成制度や6次化ファンドといった制度によらずに、農業法人や農業関連事業体に出資する投資主体も存在する。例えば、株式会社ドーガンや鹿児島銀行等が組成する「アグリクラスター投資事業有限責任組合」、宮崎銀行等が組成する「宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合」といったものが挙げられる。

愛媛銀行等による「えひめガイヤファンド」もこうしたファンドの一つであったが、運用期限が15年12月に終了した。農業への投資は育成組合である「えひめアグリファンド投資事業有限責任組合」で引き続き行<sup>(注5)</sup>っていくようである。第四銀行は15年に育成会社等でも6次化ファンドでもない「だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合」を新たに組成した。16年には農地所有適格法人への出資を決定している。

これらはすべてLPSであるが、LPSでなく自己信託の仕組みを使った農業ファンドもある。「担い手経営体応援ファンド」は、JAバンク（農協、信連、農林中金）とアグリ社が連携して整備した資本供与の枠組みで、地域の中核的担い手の農業法人による、比較的大規模な資金ニーズに対応する。その仕組みは、まずアグリ社が自己信託勘定で農業法人に出資を行い、次にJAバンクアグリ・エコサポート基金（以下「エコ基金」という）がその信託受益権をアグリ社から買い取る。噛み砕いて言えば、エコ基金が投資事業の運用をアグリ社に委託している。エコ基金は農林中金が基金拠出して設立し

た一般社団法人で、投資事業以外に食農教育応援事業や新規就農応援事業等を行っている。また、「アグリシードファンド」は設立間もない農業法人の資金ニーズに対応するファンドで、資金枠は異なるものの投資主体と仕組みは担い手経営体応援ファンドと同じである。

(注5) ひめぎん総合リース株式会社のウェブページより。  
[http://www.himegin-lease.co.jp/service/gaiya\\_ugli.html](http://www.himegin-lease.co.jp/service/gaiya_ugli.html)

### (4) 出資による農業投資の現況

ここでは、出資による農業投資の現況を、主に育成会社等と6次化ファンドについて数値で確認する。まず、投資主体について見ていく。16年末時点において、育成会社等は16、6次化ファンドは49が組成されている。これらを出資した企業の種類で分類したものが第1表である。第1表には資本金あるいは総出資約束金額の総額も示した。

ここからまず分かるのが、地域金融機関（地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合、農協

第1表 育成会社等・6次化ファンドの組成状況  
(2016年末)

(単位 ファンド、億円)

	ファンド数		資本金・総出資約束金額	
	育成会社等	6次化ファンド	育成会社等	6次化ファンド
地方銀行	13	33	62.0	347.2
信用金庫	1	0	5.0	0.0
地域金融機関グループ	0	12	0.0	157.8
都市銀行	1	2	30.0	25.0
農協系統	1	1	40.7	100.0
非金融民間企業	0	1	0.0	10.0
合計	16	49	137.7	640.0

資料 農林水産省ウェブサイト、各団体ウェブサイト  
 (注) 1 6次化ファンドの「地方銀行」や「地域金融機関グループ」には、都市銀行が少額を出資しているケースを含む。  
 2 解散決定したファンドは除く。以下同様。

系統)によって設立された投資主体の存在感の大きさである。育成会社等は16中15、6次化ファンドは49中46が地域金融機関によって組成されている。資本金・総出資約束金額で見ても、育成会社等の8割近く、6次化ファンドの9割以上を占めている。なお、表中の地域金融機関グループとは、ある一定地域(県であることが多い)の地域金融機関が共同で組成するファンドを指している。

一方で、非金融民間企業はわずかで、6次化ファンドで1あるだけである。育成会社等も制度上は非金融民間企業も設立できるが、16年末時点で事例はない。

したがって、今のところ、両制度に基づく投資主体は主に地域金融機関によって設立されていると言って良いだろう。地域金融機関のなかには従来から農業向け融資などに取り組んでいるところがあるが、出資はそのような農業金融のラインナップの一つという位置付けと考えるのが、今のところ妥当な捉え方と思われる。

次に、出資先の傾向について見ていきたい。育成会社等のうちアグリ社については、近年の出資実績から推定すると、数百件の規模と思われる。また、育成会社等のうちLPSによる出資実績は農林水産省ウェブサイトに掲載されている事例の合計で16年末現在35件である。他方、6次化ファンドによる出資実績は累計で106件である。ここではA-FIVEのウェブサイトで公表されているデータを基に、6次化ファンドに限定して出資先の傾向を見ることとする。

第2表は地域別に6次化ファンドの出資状況を見たものである。九州・沖縄地域がやや多いが、おおむねどの地域にも出資が行われていると捉えて良いだろう。

また、第3表は出資先の中心となる農林水産物別に6次化ファンドの出資状況を見たものである。林産物や水産物を含めて様々である。このなかでは野菜、果実、牛肉を取り扱っていることが多いが、コメを

第2表 地域別の6次化ファンド出資状況 (2016年末)

(単位 件, 100万円)

	出資件数	出資総額	1件あたり平均出資額
北海道	9	778	86.4
東北	11	616	56.0
関東・甲信越	22	1,433	65.1
東海・北陸	12	777	64.8
近畿	7	286	40.8
中国・四国	19	1,118	58.9
九州・沖縄	26	2,637	101.4

資料 農林漁業成長産業化支援機構ウェブサイト  
(注) A-FIVEの単独投資案件を含む。また静岡県は東海に分類。

第3表 中心となる農林水産物別の6次化ファンド出資状況(2016年末)

(単位 件, 100万円)

大分類	小分類	出資件数	出資総額	1件あたり平均出資額
農畜産物	コメ	9	635	71
	雑穀・芋類	2	131	66
	野菜	20	1,070	54
	果実	11	668	61
	花卉・工芸	4	164	41
	種苗	3	273	91
	鶏	3	115	38
	豚	3	88	29
	牛肉	12	1,641	137
	牛乳	2	28	14
	馬	2	191	96
	蜂蜜	2	30	15
	その他畜産	1	100	100
農畜産物全般	12	1,304	109	
林産物	茸	3	134	45
	その他林産	3	281	94
水産物		14	792	57

資料 第2表に同じ  
(注) 1 「鶏」は鶏肉および鶏卵を含む。  
2 事業内容説明から筆者が独自に分類した。

**第4表 事業内容別の6次化ファンド出資状況  
(2016年末)**

(単位 件, 100万円)

	出資件数	出資総額	1件あたり 平均出資額
生産	1	80	80
加工	68	4,660	69
卸売	68	3,965	58
輸出	12	1,057	88
小売	28	2,298	82
外食	31	3,616	117
観光	5	548	110

資料 第2表に同じ

(注) 1 複数の事業内容に分類されている場合がある。

2 事業内容説明から筆者が独自に分類した。

扱っているものもあり、特にどこかの分類に偏っているということはない。

第4表に示した6次化ファンドの事業の内容としては、農林水産物の加工と卸売が多い。ただ、やはりどこかの事業に集中している印象は受けない。

6次化ファンドにおいては、様々な6次産業化事業体がメリットを享受していると考えられる。

### (5) 海外と比較してみた日本の農業 投資主体の特徴

次に、前節で取り上げた日本における農業投資主体の特徴を考察するため、発展途上国や移行経済国の農業ファンドの調査を行ったFAO (2010) を参考に、海外の農業ファンドと簡単に比較をしておきたい。

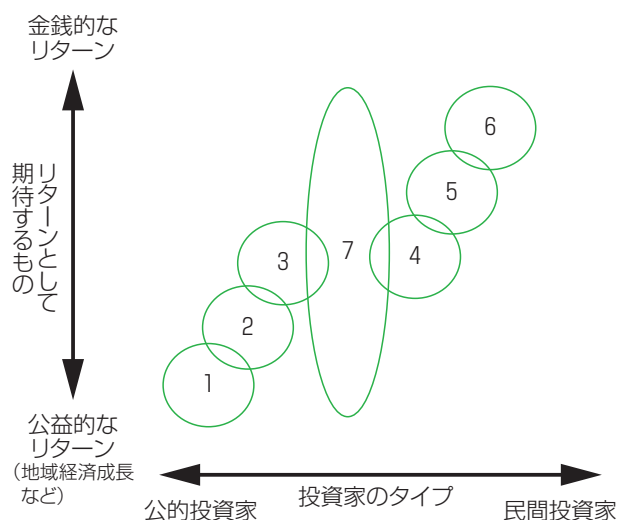
#### a 投資家のタイプについて

FAO (2010) は様々な観点から農業ファンドを記述しているが、ここで注目したいのは、発展途上国や移行経済国の農業ファンドに出資する投資家について、目指すリターン（農業や地域の発展といった公益的な

リターンか、投資収益を上げるという金銭的なリターンか）と、投資家のタイプ（公的投資家か、民間投資家か）を組み合わせ、第1図を描いている点である。

このなかで、「1」は金銭的リターンを期待せず公益的リターンのみを追求する公的投資家、「2」は若干の金銭的リターンを期待するが主として公益的リターンを追求する公的投資家、「3」はPPP (public-private partnership, 官民連携) タイプのファンドに投資する公的投資家、「4」はPPPタイプのファンドに投資する民間投資家、「5」は農業をオルタナティブ投資と捉えている民間投資家、「6」は強い営利目的を持った民間投資家、「7」は公益的リターンと金銭的リターンの両方を明示的に追求する投資家である。投資家のタイプによって期待するリターンが異なっており、特に金銭的リターンより公益的リターンを重視する投資家もいることが理解できる。

**第1図 投資家のタイプと期待するリターン**



資料 FAO (2010)の図を基に一部を簡略化して作成



翻って日本の場合、育成会社等は公的金融機関である日本公庫から資本または総出資約束金額の50%未満の出資を受けることができ、16年末現在、16の育成会社等のうち14が実際に日本公庫からの出資を受けている。したがって、育成会社等はPPPが主であると言える。また、6次化ファンドは官民ファンドであるA-FIVEからの出資を受ける必要があり、こちらはPPPを前提とした制度である。これらの制度に基づく投資家は、FAO（2010）の投資家分類で言えば第1図の「3」や「4」に当たるため、金銭的リターンと併せて公益的なりターンも見ていけると言えるだろう。

また、両制度に基づかない農業ファンドにおいても、例えば前出のだいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合は「農業・食品産業の高付加価値化を幅広くサポートし、地方創生に貢献する」<sup>(注7)</sup>ことを設立目的に掲げるなど、公益性を見ていることが多い。出資を行う日本の農業投資主体は、概して公益性を重視していると言える。

**(注6)** 若松（2005）は、オルタナティブ投資および社会的責任投資の対象としての農業ファンドの可能性を論じている。また、FAO（2010）も投資対象としての農業ファンドについて論じている。

**(注7)** 株式会社第四銀行のプレスリリース（15年9月16日）より。  
<https://www.daishi-bank.co.jp/release/pdf/150916-3179.pdf>

## b 投資の手段

FAO（2010）によれば、発展途上国や移行経済国の農業ファンドは様々な投資手段を使っている。まず、投資先の株式を取得

して農業法人の純資産（エクイティ）を増加させるファンドである。このほかにも、社債引受や融資などを通じ、農業法人の負債（デット）を増加させるファンドや、保有する資金を後ろ盾として農業法人の債務保証を引き受けて保証料を得るファンドが存在する。

日本の農業投資主体は、投資の手段として出資を用いるものが主であり、本稿でもそれについて記述している。6次化ファンド（A-FIVE）は資本金劣後ローンの融資も行うとしているが、これは貸借対照表上は負債に勘定されるが金融機関からは資本と見なされうるもので、出資に近い性質を持っている。

なお、育成会社等でも6次化ファンドでもない農業投資主体のなかには、出資以外の手段で投資を行うものも存在する。例として、前述のアグリクラスター投資事業有限責任組合は「主に社債への投資により長期安定資金を提供」<sup>(注8)</sup>としている。

**(注8)** 株式会社ドーガンのウェブページより。  
<http://www.dogan.jp/fund/agri/>

## 2 投資会社等から出資を受けた農業法人の事例

前節までは出資によって農業投資を行う主体がどのようなものか見てきた。この節では、実際にこうした主体から出資を受けた農業法人の事例を、ヒアリングを基に紹介する。ヒアリング先の概要は第5表にまとめている。

第5表 ヒアリング先の概要

	株式会社 モスファーム熊本	株式会社 賀茂プロジェクト	株式会社 早和果樹園	株式会社 黄金崎農場
農地所有適格法人	○	○	○	○
創業時点	13年4月	15年7月	79年11月	76年1月
本社所在地	熊本県八代市	広島県東広島市	和歌山県有田市	青森県西津軽郡深浦町
事業内容	トマト等の生産	コメ等の生産, 加工	ミカンの生産, 加工, 販売	土地利用型作物(馬鈴薯等)の生産, 加工
出資元	担い手経営体応援ファンド	アグリシードファンド	アグリビジネス投資育成株式会社	担い手経営体応援ファンド
農業ファンドからの資金調達時期	13年	15年	03年	13年
農業ファンドからの資金調達額	1,800万円	1,000万円	1,400万円	3,000万円
資金の用途	設備投資	設備投資	設備投資	運転資金
関係する会社	株式会社Sora, 株式会社モスフードサービス	株式会社サタケ, 株式会社佐竹鉄工	—	—

資料 ヒアリングを基に筆者作成

(注) 農業投資主体から資金を調達したことが複数回ある場合, 最初のものについて記載。

## (1) 農業法人立ち上げに利用した2社

### a 先進的な園芸を目指す株式会社モスファーム熊本

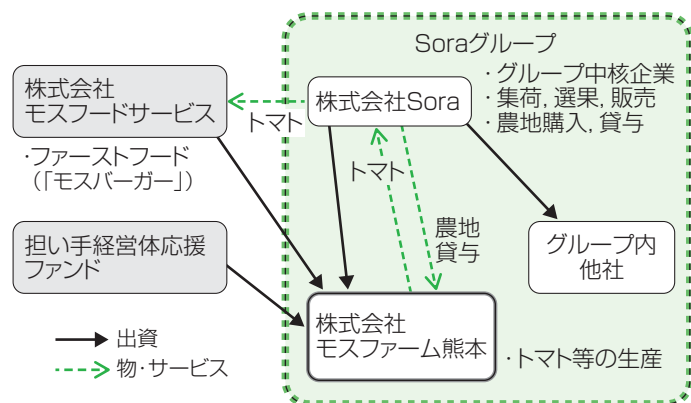
株式会社モスファーム熊本は熊本県八代市の農地所有適格法人である。同社は株式会社Soraを中心とする農業法人グループの1社であり, また株式会社モスフードサービスが展開するモスファームの1社である。モスファーム熊本と関連会社の関係を第2図にまとめた。

モスファーム熊本は, 13年にSoraの前身である株式会社うえなかとモスフードサービス, 地元農家の共同出資で設立された。モスファーム熊本の事業内容はトマトの施設栽培である。生産物はSoraに販売し, 選果とモスフードサービス等への販売はSoraが行うこととしており, モスファーム熊本は生産に特化している。

同社は生鮮野菜のモスフードサービスへの安定供給, 特に品質の良いトマトが不足する9月から11月に安定供給することを目的としている。

同社は13年, 設立直後に担い手経営体応援ファンドから出資を受けた。これにより資本金は1.3倍に増加し, スタート時の生産量を拡大することが可能となった。

第2図 株式会社モスファーム熊本と関係する会社の図解



資料 株式会社Soraへのヒアリングおよび同社資料を基に筆者作成

Soraグループは、利用する農地は借りるのではなく購入する方針である。農業生産規模拡大には労働力の不足を感じているため、労働生産性と単収を上げる方向性を考えており、その方策の一つとして土壌改良を積極的に行っている。そのため、周辺地域から耕作放棄地を含む農地を購入しており、農地保全に貢献している。現在、モスファーム熊本は、Soraが購入した農地を借り入れる形で農地を利用している。将来的に資金ができれば、モスファーム熊本自体で農地を購入、保有したいとのことである。同社は16年にも増資を行い、新しい技術を利用したトマト栽培の実証実験を開始する計画があるなど、今後も先進的な農業生産に取り組む計画である。

#### **b 地域活性化を目指す株式会社賀茂プロジェクト**

株式会社賀茂プロジェクトは広島県東広島市の旧豊栄町に位置する農地所有適格法人である。同社は食品に関する加工機械、特に米穀の加工装置に強みを持つ株式会社サタケが、旧豊栄町の農家33戸と15年に設立した。サタケの本社所在地は東広島市の旧西条町であるが、旧豊栄町にグループ会社である佐竹鉄工株式会社を持っている。14年に佐竹鉄工が創立50周年を迎えることに合わせ、サタケは旧豊栄町地域の経済活性化計画「豊栄プロジェクト」を立ち上げた。賀茂プロジェクトは豊栄プロジェクトの農業部門を担当し、持続的な農業を通じて地域の活性化と環境改善を行うために設

立された。なお、豊栄プロジェクトには、ほかに古民家の再生・利用を行う「豊栄マルシェ」等が含まれている。

環境保全に最適なのは水田であるとの認識から、現在の賀茂プロジェクトの中心的な事業は稲作である。賀茂プロジェクトは議決権の51%を地元農家が、49%をサタケが保有しており、株主農家が所有する農地を農地中間管理機構を通して賀茂プロジェクトが借り入れ、農作業や水と畦畔の管理は株主農家が行っている。収穫したコメをサタケのGABA生成装置で加工し「GABAライス」として販売するなど、6次産業化による付加価値向上にも取り組んでいる。

同社は15年、設立直後にアグリシードファンド<sup>(注9)</sup>を利用し、資本金を約3倍に増やした。今後は稲作だけでなく、創意工夫の余地がより大きい園芸作物などにも生産品目を増やし、豊栄マルシェで展開する予定の古民家レストランへ野菜の供給を行っていくことを考えている。また、経営面積の拡大も志向しており、同地域や周辺地域で農家の参加を呼び掛けることを拡大の方法として考えている。賀茂プロジェクトが持続的な農業を行うことで、地域に活力ある若い人材が来ることを目指している。

(注9) 無議決権株式を利用している。

#### **(2) 設備投資で事業拡大を図った株式会社早和果樹園**

株式会社早和果樹園は和歌山県有田市の農地所有適格法人である。79年にミカン農家7戸が設立した早和共撰組合が元で、00

年に有限会社早和果樹園を設立、05年に株式会社組織変更した。事業はミカンの生産、集荷、販売、加工である。生産面では7haの直営農場で140トンから150トンのミカンを生産している。販売面では周辺農家から集荷した分も含めてミカン青果500トンを取り扱い、インターネットによる直販も行っている。加工面では自社分と集荷分を合わせて1,200トンのミカンの加工を行っている。同社は品質の高いミカンおよびミカン加工品の製造に力を入れており、特に、糖度が高いミカンを使用した高級ジュースで評価を得ている。

早和果樹園は03年に、アグリ社から出資を受けた。きっかけは、共選場を有限会社化した後に、加工事業やインターネット販売、糖度が高いミカンを選別する光センサー選果機の導入といった、現在につながる新事業のアイデアが出てきたことである。しかし当時、政府の補助金や日本公庫からの借入はすでに利用した後であり、また法人化して間もない農業法人への融資を行う金融機関はほかになかった。資金の制約からアイデアの実現は難しいと考えていたところ、アグリ社の存在を知り、申し込み、審査のうえ、出資を受けるに至ったという。

同社はアグリ社からの資金を加工場の新設等に投じ、ジュースの製造を開始した。当初はミカンジュースの販路がなかなか見つからなかったが、百貨店や土産物店に需要があり、売上げを伸ばした。アグリ社の株主の1社である日本公庫が主催する「アグリフードEXPO」も同社の販路拡大に貢

献したという。同社はその後も3度の増資を行いつつ（一部はアグリ社からの追加出資）、加工を中心に事業を拡大している。

### (3) 運転資金拡充で経営安定化を図った 株式会社黄金崎農場

株式会社黄金崎農場は青森県の津軽地方に農場を持つ農地所有適格法人である。76年に農事組合法人として設立され、05年に株式会社に組織変更を行った。事業は主として土地利用型の畑作であり、作目はジャガイモ（種子および青果）、大根、ニンジン、大豆等である。同社は深浦町と弘前市の2か所に農場を持ち、16年度の作付面積は合計660haと、日本でも有数の大規模経営を行っている。また、「シンシア」等の新しい品種を含む多様なジャガイモの生産も特徴で、現在約60種を取り扱っている。16年度の同社の役員は5名、社員と外国人実習生を含む常用雇用者が64名いる。ほかに、パートやアルバイトを季節により22名雇っている。

同社は13年に、担い手経営体応援ファンドから出資を受けた。動機は手持ちの運転資金の拡充である。同社は元々深浦町に農場を持っていたが、95年に新たに弘前市の農地を取得した。その際、金融機関からの長期資金の借入を利用したが、大根生産が思うようにできなかったこともあり、資金繰りが悪化した。その後経営危機は脱したものの、運転資金が不足気味の状況は続いた。特に、農業生産が主の同社は、台風など天災によるリスクも想定しておかなけれ

ばならないため、どうしても手持ち資金を多めに持っておきたいというニーズがある。長期資金とは別に金融機関に運転資金枠の設定はあったものの、それ以上の拡大は難しかった。そのような時、外部役員からファンドからの出資についてアドバイスを受け、ファンドの利用を申し込んだ。

したがって、調達した資金の使い道は運転資金である。手持ち資金が厚くなったことにより、資金繰り不安が緩和されたという。そして、大根生産の不調の原因であった技術的な問題も解決し、土壌改良の効果も出始め、生産が計画どおり進むようになった。同社は販路に関する問題はなかったため、15年度の売上げは13年度から4割増加した。現在は食品製造業者との契約栽培が多いが、長期的には一般消費者への直接販売も視野に入れて事業を展開していきたいとのことである。

### 3 出資による農業投資の意義

前節まで、出資によって農業法人や農業関連事業に投資を行う主体と、そこから資金調達を行った農業法人の状況を見てきた。本節では、以上の内容と既存文献を踏まえて、出資による農業投資の意義を考察する。

#### (1) 農業法人や6次産業化事業体にとっての意義

意義を論じるにあたり、まず注目すべき点は、育成制度や6次化ファンドといった制度によって、農業法人や6次産業化事業

体が出資を受けやすくなることであろう。

日本の農業法人には、2次、3次産業の中小企業と比較して、自己資本比率が低いという課題があることが指摘されている(若松(2005))。この点については、投資円滑化法の制定時にも議論になっている。農業には農産物価格変動や異常気象、病害虫、農政の変更といった他産業とは異なるリスクがあり、高リスクの産業と見なされている(注10)。ぜい弱な自己資本では、リスクが顕在化したときに財務の悪化が資金繰り難につながりやすい。出資による資金調達には、法人の自己資本比率が改善するというメリットがあり、厚い自己資本は生産物価格の下落など、不利な事象が発生した場合に資金繰りの過度の悪化を防ぐ緩衝材となる。事例のなかでは、黄金崎農場が運転資金を厚くし、大規模経営の安定化を図っている。そして、企業としての信用力が高まり、その後資金の借入を行う際に条件が良くなったり、あるいは他の金融機関等から追加で借入が可能になるという効果も期待できる。結果として、農業法人や6次産業化事業体の安定的な成長を促すと言えるだろう。

また、企業にとって、出資によって調達した資金は、経営規模の拡大や新規事業の開始など、事業拡大に必要となる(FAO(2010))。農業法人の事例では、モスファーム熊本と賀茂プロジェクトが法人立ち上げに、早和果樹園が加工事業の開始に利用している。もちろん、資金借入などによってもその資金を調達することが可能であるが、出資は事業がうまくいかなかった場合に返

済義務が生じないというメリットがある。資金借入は、状況のいかんにかかわらず一定額を期日までに返済しなければならないため、事業が想定どおりにいかなかった場合、資金繰りが悪化しやすい。出資の場合はリスクを投資家に移転でき、農業法人にとって資金繰りのリスクが小さくなるため、事業拡大により踏み出しやすくなると言える。

さらに、出資による資金調達を行った場合、第三者（投資主体）が農業法人の株主としてその後の経営を見ていくことになるため、経営に規律が生まれることもメリットとして挙げられよう。

**(注10)** 泉田（2013）が指摘しているとおり、農業は多様であり、リスクの内容や大きさは地域、作目、資金用途等によっても異なってくるため、本来であれば個別に吟味が必要である。しかし、一般的に認められている傾向として、農業は高リスクと表現して差し支えないと思われる。

## **(2) 官民連携で出資を行うことの意義**

出資による資金調達が事業拡大に有効であることを見たが、その調達先が官民連携で行われていることも重要なポイントである。農業投資主体に対し、それを設立した民間の資金に加えて、日本公庫やA-FIVEを通じて公的な資金が入っている。この形式は、政府と民間が投資にかかる損益やコスト、リスクを分け合うものと解釈できるが、これは政府にとっても民間にとってもメリットがある。

まず、政府の側から見た場合、民間資金を合わせることで、政策効果を高められるのが重要である。公的資金のみであれば、

例えば予算が100億円なら最大で100億円分の出資による効果しか得られないが、民間資金を100億円分呼び込むことで、最大200億円分の出資による政策効果を上げることができる。

また、育成会社等や6次化ファンドの場合、出資先は投資主体を設立した民間の側が選定することとなっているが、民間は少なくとも損を出したくないというインセンティブがより強いため、投資（投資先の選定や投資条件の設定）に市場原理を働かせることができる。

民間の側から見た場合には、同額を100%民間で出資する場合に比べてリスク負担を減らせることと、1次産業に関する情報を得ることができるのがメリットである。前節で出資による資金調達は法人の資金繰りのリスクを低減する効果があることを述べたが、そのリスクは消滅してしまうのではなく、資金の出し手、つまり投資主体、あるいはそれに出資する投資家に移転している。しかし、元々農協を除く民間金融機関は、1次産業に関して持っている情報が十分でなく、出資によって農業法人や農業関連産業を支援したいと考えていても、なかなか踏み出せない可能性がある。日本公庫やA-FIVEの知見を利用し、またリスク負担も分け合うことで、そのような民間金融機関を出資へ後押しする効果があるものと考えられる。

加えて、民間金融機関は公的金融機関と組むことで、設立した農業投資主体が私益的な金銭的リターンだけでなく、農業支援

や地域経済発展といった公益的リターンを目指していることを示しやすくなる。

まとめると、官民連携で農業投資主体を設立し、そこから出資を行うことにより、前節で述べた出資による資金調達の特長をより多くの法人が享受できることにつながると言える。

### (3) 地域農業や地域経済にとっての意義

そして、出資先の事業拡大や経営の安定に資するだけでなく、地域農業全体や地域経済への波及効果も期待できる（FAO（2010））。農業法人への投資により農業生産が活性化すると、その法人による直接の雇用が拡大することはもちろん、周辺の食品製造業、流通業、小売業、外食産業といったフードバリューチェーンの全体に良い影響を与える。事例では、早和果樹園は販売用あるいは加工用に周辺農家から集荷を行っているため、周辺農家の販路の一つになっている。

また、農地所有適格法人においては農地の有効活用を通じて、地域環境を維持する効果が期待できる。黄金崎農場、モスファーム熊本、賀茂プロジェクトは、いずれも農地活用や耕作放棄地抑制につながっている。6次産業化事業体など農業関連法人への投資においても、原材料調達先を含め、農業食料関連産業全体の活性化に貢献すると考えられる。

特に、投資について出資という形態を取っている場合、民間の地域金融機関等と投資先の農業法人や6次産業化事業体との関

係は一層強いものになると思われる。これにより、投資元が経営上、技術上のノウハウをアドバイスしたり、取引先になりそうな企業を投資先に紹介するビジネスマッチングも容易になる。マッチングが活発になれば、投資先とマッチング先の両方にとって利益になる。このように投資主体が投資先に行う経営上、技術上の支援のことを「ハンズオン支援」と呼ぶ。

民間金融機関が育成組合や6次化ファンドなどを相次いで組成しているのも、以上のような理由によると思われる。民間金融機関は、ファンドからの出資に加え、時にハンズオン支援も組み合わせることで、農業法人や農業関連産業の持続的な成長を後押しし、さらには農業を中心とした地域経済の活性化に資することを期待していると考えられる。

### (4) 農業政策金融上の意義

農業政策金融の観点からは、育成制度と6次化ファンドは、出資という手段の新しさに加え、従来の政策金融や単純な補助金と比較して、民間資金を利用することで市場の機能性を取り入れた金融手段である点が重要であると思われる。つまり、民間投資家やPPPの形態で設立された農業投資主体は、事業として成立している、あるいは成立する見込みがあって、ある程度のリターンが望める先に優先的に投資を行っていくため、結果として資源配分が効率的になると考えられる。また、農業法人への投資によってリターンが得られることが投資家

に認識されれば、それが次の投資への動機付けとなり、農業法人への投資が民間主導で自律的、持続的に行われていくことが期待できる。

## おわりに

最後に、融資との関わりに触れて本稿の締めくくりとしたい。ここまでの議論から、出資による農業投資は、農業金融で一般的な金融機関からの融資と比較して農業法人の事業拡大を促す効果が高く、また地域経済を活性化する効果も大きいと言える。ただ、利用ができるのは一部の農業経営体に限られるだろう。少なくとも法人化していることが必要で、そのためには一定以上の経営規模が前提となる。それに加え、経営管理が行き届き、定期的に決算報告を提出する体制も整っていないなければならない。また、資金の出し手の側から見ても、融資と比較して出資は投資先の評価が難しく、時間もかかり、出資後のマネジメントも求められる。

したがって、農業金融全体の枠組みのなかで整理すると、より広範に使える基本的な農業金融ツールとして融資等がまずあり、出資を利用するのは積極的な経営を行う一部法人向けということになるだろう。

ただし、これは単なるすみ分けではない。出資と借入の組合せによる資金調達は、それぞれ単独の場合に比べてより高い効果を持っている。農業金融の新たなツールとして、出資による農業投資は、今後一層の機能発揮が期待されよう。

### <参考文献>

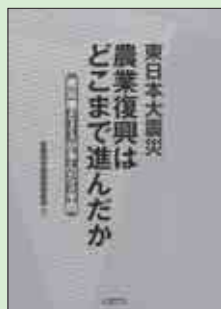
- ・泉田洋一編（2008）『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会
- ・泉田洋一（2013）「農業金融特質論再考」『日本の農村金融・マイクロファイナンス』農林統計協会、（163～186頁）
- ・FAO（2010）*Agricultural Investment Funds for Developing Countries*
- ・若松仁（2005）「農業ファンドによるわが国農業の自立的再生の可能性」『三菱総合研究所所報』No. 45、（32～58頁）
- ・若松仁（2012）「自立経営のための農業ファンドの可能性」『農業と経済』10月号、（45～51頁）

（たかやま こうき）





## 書籍案内



# 東日本大震災 農業復興はどこまで進んだか

## 被災地とJAが歩んだ5年間

(株) 農林中金総合研究所 編著

2016年10月1日発行 B6判223頁 定価1,800円(税別) (一社)家の光協会

本書は、東日本大震災からの被災地の農業復興の歩みについて、5年間にわたって(株)農林中金総合研究所が現地で調査を行ってきた記録をとりまとめたものである。

東日本大震災では、国内観測史上空前の大地震と大津波により、多数の尊い生命が失われるとともに、地域の基幹産業である農業も未曾有の大被害を受けた。さらに、深刻な原発事故も発生し、その被害はいまなお続いている。

被災地の人々は、このような極めて困難な状況のなかから、生活の再建と生業(なりわい)としての農業の再開・復活に向け、大変な努力を一步ずつ積み重ねてこられた。

そして、その農業の再開・復興の過程においては、農業者自身の努力はもとより、行政や関係する諸機関の多大な尽力があった。とりわけJAは、協同組合の理念と組織の力をもって、地域の農業とコミュニティの再建に、まさに中核的役割を發揮してきた。

本書は、東日本大震災発生から5年が経過した節目の時期にあたり、被災地の農業復興について、農業者やJA等のこれまでの取組みと現時点の状況を整理し、今後の課題を明らかにすることを目的に編集した。内容は基本的に、当研究所による被災地の農業者や行政等関係機関への聞き取り調査を基にしている。

被災地の農業復興は、地域ごとに異なる様々な課題に直面している道半ばの状況にあり、これからもきめ細かな政策や支援が必要となっている。私たちには被災地の現在の実情を冷静に見つめ直し、これからの復興の道筋を改めて考え、実行していくことが求められている。

本書が、今後の被災地の真の農業復興の一助となることを心から期待している。

## 目 次

はじめに

第1章 農業復旧・復興施策とJAの役割

第2章 未曾有の津波被害からの復興－宮城県の実情と取組み

第3章 復興過程で發揮される協同の力－岩手県の実情と取組み

第4章 風評被害克服と営農再開－福島県の実情と取組み

むすびにかえて－被災地の農業復興とJA

購入申込先……………(一社)家の光協会

TEL 03-3266-9029 (販売)

問い合わせ先……………(株)農林中金総合研究所

TEL 03-6362-7700 (代表)

## 金融危機後の規制強化は正しかったか

いわゆるリーマン・ショックは9年前の出来事だ。金融危機の直後から、欧米の当局が主導して「再発を防止する」との掛け声の下、金融規制の強化が検討されてきた。国際的な規制案は概ね完成し、一部は実施に移っている。今後、2020年頃にかけて段階的に導入される予定だ。

新しい規制は、試行的な実施段階に移って間もないにもかかわらず、評判が芳しくない。単に、金融機関が締め上げられて悲鳴を上げているというだけではなく、規制により金融市場の機能が低下してしまったからだ。欧米の債券市場では大きな規模の取引がこれまでのように円滑にできなくなっている。

背景を見ると、一部の新しい規制がリスクと無関係に自己資本や手元資金(流動性)の積み上げを要求している点が問題らしい。このため、金融機関では、規制の影響を受けやすい金融取引はコストが高むので避けるようになる。

レバレッジ規制と呼ばれる新しい規制はその典型例だ。リスクの多寡にかかわらず会計上の資産規模に応じて資本の積み増しを求めている。だから低リスクの債券の在庫保有は割に合わなくなる。その結果、金融機関が市場参加者に気配値を示して、在庫を増減させ、いつでも売買に応じる取引スタイルを維持できなくなる。こうして市場の使い勝手が悪くなり、活発な取引を妨げている。

このほかにもリスク量と関係が薄い流動性規制が金融機関の負担となり、市場を歪めている例が見受けられる。

市場参加者は様々なニュースに対応して売買を行う。こうした売買が円滑に行われないと市場価格は実態を離れて不安定に変動し、ポジションの調整がますますうまくいかなくなって金融危機につながりやすい。皮肉にも危機の再発防止のための規制が危機をおこしやすくしているのだ。

リスクと関係のないレバレッジ規制や流動性規制を設計する背後にあるのは、マクロブルーデンスと呼ばれる思想だ。これは、「レバレッジ(会計上の資産)の拡大や流動性(短期資金)の不足が危機を増幅したのだから、規制でレバレッジを抑

制し、流動性保有を義務付ければよい」との発想だ。危機の直後から一部の経済学者などが唱えたものだ。

金融危機の再発防止策の導入を迫られていた欧米当局は十分な検証もないままマクロプルーデンス規制に飛びついてしまった。皮肉なことに、再発防止策が危機再発のリスクを高めている。

金融危機以降の規制改革に対して、日本は過剰な規制に反対の姿勢を取ってきたが、当初は孤立無援の観があった。しかし昨年様相が変わってきた。実施に伴う副作用が現れるにしたがって、欧州勢が過剰な規制の見直しへと姿勢を転換し、成長と親和的な規制が必要だと叫び始めたのだ。昨年後半には、国際合意を無視して緩和的な域内ルール案を提示している。

そうしたなかでのトランプ政権の誕生である。新政権は金融規制について、「お金の巡りを妨げ、経済活動を停滞させている」と批判的だ。これまで銀行叩きの世論の下で規制強化を進めてきた米国だが、ようやく方向転換の兆しが出てきた。日欧米の方向が揃えば、規制の弊害を取り除く方向での措置が進むことが期待できる。

ただ、一部の当局や国際機関は、「規制が市場機能を阻害している」という事実を頑として認めようとはしない。「市場機能は低下していないし、仮に低下しているとしても規制以外の要因によるものだ」と主張している。自ら規制強化を進めてきた以上、その事実を正面から認めることはできない。こうしたこともあって、新規制を全否定することは簡単ではない。技術的調整にかこつけて問題点を修正するアプローチが採られていくのではないだろうか。

金融機関はこうした当局者の強弁には白けている。市場がおかしくなっているのは規制の影響が大きいことを身を持って知っているからだ。結果、国際規制の信認は低下し、金融機関と当局の対話の溝は引き続き開いたままだ。規制強化の方向性には歯止めがかかりそうだが、今後の規制のあり方についての建設的な議論の出発点となる正しい事実認識に至るには、まだ時間がかかりそうだ。

**(みずほ証券株式会社 顧問 宮内惇至・みやうち あつし)**

# 観光活性化ファンドによる地域金融機関の 観光振興への取組み

研究員 佐藤彩生

## 〔要 旨〕

観光振興を目的としたファンドの設立数は2015年に急増した。その背景には、地域金融機関が停滞する地域経済の活性化のため、経済波及効果が期待できる観光に注目したことがあると考えられる。

本稿では、観光活性化ファンドによる観光まちづくり会社への投融資事例を3つ取り上げ、観光まちづくり会社がどのように観光振興に取り組み、それを地域金融機関がどのように支援したかを紹介する。いずれの事例も、地域の特色を生かした観光振興を行っていることや、金融機関が地域住民等の意見の調整役となっていたことが共通している。また、地域の課題に取り組みたいとする内発的な活動があったからこそ、金融機関が熱意をもって支援できたものとみられる。

観光活性化ファンドはファンド本来の特性に加え、地域金融機関と(株)地域経済活性化支援機構等の支援が、事業の持続可能性を高める機能を果たしている。観光活性化ファンドを活用し、観光まちづくり会社が機能することで観光需要の戦略的な取り込みができれば、地域産業の活性化につながっていくものとみられる。

## 目 次

- |                                |                            |
|--------------------------------|----------------------------|
| はじめに                           | (2) ふくい観光活性化ファンド           |
| 1 観光活性化ファンドの成り立ちと仕組み           | (3) ALL信州観光活性化ファンド         |
| (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略における観光の位置づけ | (4) 小括                     |
| (2) 地域金融機関が観光活性化ファンドを設立した背景    | 3 今後の観光振興に向けて              |
| (3) REVICの概要                   | (1) キーパーソンからみる地域金融機関の役割    |
| (4) 観光活性化ファンドの仕組み              | (2) 「観光金融」からみる観光活性化ファンドの機能 |
| 2 観光活性化ファンドの個別事例               | (3) 観光活性化ファンドが内包する課題       |
| (1) わかやま地域活性化ファンド              | おわりに                       |

## はじめに

2014年9月に発足した第2次安倍内閣は、同年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定した。地方自治体は15年度中に独自の地方版総合戦略の策定を求められたが、そこでは人口減少の克服や地方の成長力確保といった構造的な課題に取り組むため、産学官金労の協力が呼びかけられている。それを受け、地域金融機関は、地方版総合戦略の策定等の地方自治体への協力に加え、観光振興を目的としたファンドを設立するなど、独自の取組みを進めている。本稿では、これら観光活性化ファンドに焦点を当て、ファンドの実情を把握することにより、今後の観光振興における金融機関の取組みへの示唆を得たい。

## 1 観光活性化ファンドの成り立ちと仕組み

### (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略における観光の位置づけ

政府の発表によれば、16年の訪日外国人旅行者数の推計は前年比22%増の2,403万<sup>(注1)</sup>人と5年連続で増加した。15年の日本人の国内宿泊者数も前年比2.3%増<sup>(注2)</sup>となるなど、国内の観光需要が高まっている。政府は30年の目標として、訪日外国人旅行者数を15年の約3倍の6,000万人<sup>(注3)</sup>に据えており、今後インバウンド需要は増加するものと予想される。

こうした状況のなか、まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016年改訂版)(以下「総合戦略」という)では、交流人口を拡大させる観光は地域活性化の原動力であり、「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりの取組みが重要であるとし、観光庁が主導して、観光地域づくりの舵取り役となる日本版DMOの確立を進めてきた。そして、まち・ひと・しごと創生基本方針2016(以下「基本方針」という)では、観光活性化ファンド等による日本版DMOへの投資促進も掲げられており、観光は地域活性化において重要な位置づけを与えられている分野といえよう。

ここでDMOとは、Destination Management/Marketing Organizationの略称であり、地域の多様な関係者と連携し、地域のコンセプトづくりやデータに基づく観光客のターゲット層の絞り込みを行いながら、戦略的に地域の観光を売り込んでいく組織である。観光協会等が観光庁に対して任意で登録申請を行い、申請が通ると日本版DMO候補法人として登録される。17年1月までに123件が候補法人として登録済みであり、これらに対して関係省庁が連携して支援を行っていく方針である。

(注1) 日本経済新聞電子版17年1月10日付

(注2) 観光庁「宿泊旅行統計調査(平成27年・年間値(確定値))」

(注3) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー」(平成28年3月30日)

### (2) 地域金融機関が観光活性化ファンドを設立した背景

総合戦略等では、観光振興を目的とした

ファンドについて、明確な定義を行っていない<sup>(注4)</sup>。観光活性化ファンドの定義を、ファンド名に観光が含まれるものや、投融資の対象を、後述する観光まちづくり会社、観光関連事業者としているものとすれば、第1表のとおり、15年に入ってから、企業の事業性評価のサポート等を行う(株)地域経済活性化支援機構(以下「REVIC」という)と地銀等が連携して設立したファンド数の増加が確認できる。

地域金融機関がこのようなファンドを設立するようになったのは、地域の産業振興を強化する策として、投融資先の経営への関与を強めるファンドという形式に、有効性があると考えたためとみられる。地域経済の停滞による域内の貸出先の減少を受け

て、地域金融機関の中には貸出先の多い域外に融資案件を求めるケースもあるが、一方で地域の資源に目を向け、様々な業種への経済波及効果が期待される観光<sup>(注5)</sup>に注目し、これを切り口に地域の産業振興を進めるといった考え方が出てきたものと見受けられる。

さらに、事業者や金融機関への支援を通して地域活性化を目指す官民連携のREVICが、観光を含めた様々なファンド事業を手掛けるようになったことも、地域金融機関による観光活性化ファンドの設立が相次いだ理由とみられる。

(注4) 総合戦略では、「REVICと地域金融機関が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンド」、基本方針では「観光活性化ファンド」、明日の日本を支える観光ビジョンでは、「観光地再生・活性化ファンド」と記載されている。

(注5) 観光庁(2015)の推計では、観光消費23.6

第1表 観光活性化ファンドの類型別の概要

		ファンド名	設立日	ファンド総額	出資している金融機関	投融資先件数	観光まちづくりに会社へ投融資
REVICが関与するもの	観光	観光活性化マザーファンド	14. 4. 1	52	日本政策投資銀行	7 <sup>(注3)</sup>	
		わかやま地域活性化ファンド	14. 1.24	10	紀陽銀行他2信用金庫	2	○
		やまと観光活性化ファンド	15. 3. 1	1.5	大和信用金庫	-	
		ALL信州観光活性化ファンド	15. 3.31	12	八十二銀行他9機関	4	○
		しずおか観光活性化ファンド	15. 3.31	13	静岡銀行他5機関	2	
		佐賀観光活性化ファンド	15. 7. 6	5	佐賀銀行他7機関	2	○
		ふくい観光活性化ファンド	15. 8. 5	3	福井銀行	1	○
		奈良県観光活性化ファンド	15. 9.30	10	南都銀行	1	
		千葉・江戸優り佐原 観光活性化ファンド	15. 9.30	5	京葉銀行, 佐原信用金庫	1	
		九州観光活性化ファンド	15.10. 1	34	大分銀行他6行	-	
		高知県観光活性化ファンド	15.10.26	3	四国銀行	2	○
かながわ観光活性化ファンド	16. 3.31	10	横浜銀行	-			
グロース <sup>(注1)</sup>	飛騨・高山さるぼぼ結ファンド	15. 2. 1	5	飛騨信用組合, 全信組連	2		
	沖縄活性化ファンド	15. 6. 1	20	琉球銀行他3機関	1		
	広域ちば地域活性化ファンド	15.10. 1	5	千葉銀行	1		
その他 <sup>(注2)</sup>	さいきょう観光ファンド	16. 1.18	5	西京銀行	2		
	ひょうご観光活性化ファンド	16. 2. 3	5.6	みなと銀行他2機関	2		
	せとうち観光活性化ファンド	16. 4. 1	90~	日本政策投資銀行他12機関	2		

資料 REVICのニュースリリース、各金融機関のプレスリリース等を基に筆者作成(16年12月15日時点)

(注) 1 REVICのグロース向けのファンドの投融資先の対象はベンチャー企業や成長企業だが、観光に関連するものを投融資先に計上している。

2 その他の観光活性化ファンドは、ファンド名に観光が含まれているものを中心に挙げた。

3 観光活性化マザーファンドの投融資先件数に奈良県観光活性化ファンドやしずおか観光活性化ファンドなど子ファンドへの出資は含まない。

兆円が生み出す13年の生産波及効果は、観光消費の2倍超の48.8兆円、創出される雇用者数は国民経済計算における就業者数の6.5%（419万人）に上る。

### (3) REVICの概要

ここで、REVICの概要について整理しておく。REVICの前身組織は（株）企業再生支援機構であり、事業者の事業再生支援を目的に、株式会社企業再生支援機構法（以下「法」という）に基づいて09年10月14日に設立された。その後地域経済活性化にかかる事業活動の支援を目的に法改正がされ、13年3月18日に現在の社名となり、これを機にファンド業務にも携わるようになった。同社の存続期間は法により23年3月31日までに業務を完了するように努めなければならないと決められている。

14年10月14日には、特定専門家派遣業務の拡充などを図った法改正がなされ、これにより、これまで金融機関やファンドまでだった職員の派遣先の範囲が、ファンドの投融資先まで拡大した（笹尾・原田（2014））。

役員数は313名（17年1月1日現在）であり、コンサルティング会社、証券会社、不動産会社、飲食店等の業務経験者といった様々な専門人材で構成されている。

金融機関による地域活性化への取組みに対して、REVICは地元企業のライフステージに合わせた事業性評価のサポート、ファンドの設立・運営、事業再生のサポートを行っている。このうちのファンドについては「観光産業」「ヘルスケア産業」「地域中核企業」<sup>(注6)</sup>「ベンチャー・成長企業（グロー

ス）」「震災復興・成長」の5つの類型がある<sup>(注7)</sup>。

観光産業のファンドは、投融資先の地域を限定しない「観光活性化マザーファンド」もあるが、基本的には、地域を限定したファンドが中心である。後者については、REVICのファンド事業を活用したい地域金融機関が主導して設立するため、全国を網羅してはいないが、様々な地域で設立され、その数は11件となっている（第1表参照）。第1表では、「観光産業」のファンドに加え、REVICがグロースに分類しているものについても、投融資先が観光関連事業者の場合、観光活性化ファンドとして扱う。

**(注6)** 地域中核企業向けのファンドの投資対象は、「潜在的競争力（有用な経営資源）がある一方、業績改善若しくは新事業進出・事業転換・新工場建設・M&A等による事業構造改革を行う意欲又は成長意欲を有する国内の中堅企業」（REVICウェブサイト<http://www.revic.co.jp/business/fund/03.html>）。

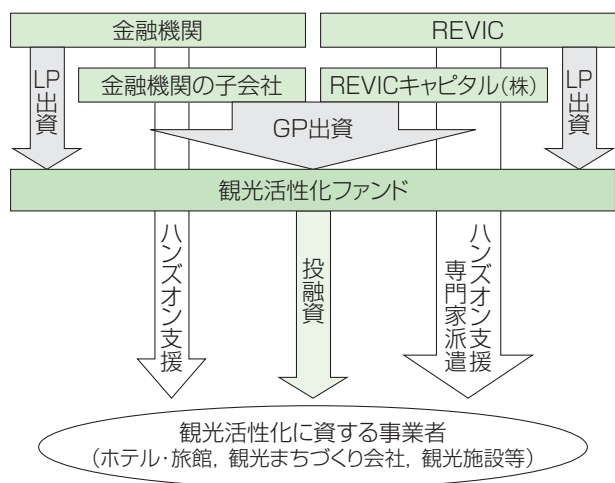
**(注7)** REVICウェブサイト <http://www.revic.co.jp/business/gp/index.html>

### (4) 観光活性化ファンドの仕組み

REVICが関与している観光活性化ファンド15件のうち、9件は地域金融機関の子会社（関連会社を含む）とREVICの子会社がファンドの運営を行っている。

REVICが関与している観光活性化ファンドの仕組みを概説すると、ファンドは金融機関とREVIC等によって構成される有限責任組合員（Limited Partner。以下「LP」という）と、無限責任組合員（General Partner。以下「GP」という）の出資によって設立される（第1図）。LPの金融機関は複数の場合

第1図 観光活性化ファンドの仕組みの概略図  
(REVICが関与する場合)



資料 筆者作成

(注) GP出資を行う金融機関の子会社がない場合や、REVICキャピタル(株)以外がGP出資を行う場合もある。

もあるが、GPは、ファンド設立をリードした地域金融機関の子会社とREVICの子会社であるREVICキャピタル(株)の2機関となるケースが多い。

LPを構成する地域金融機関は出資以外に、投融資案件の情報提供などを行うが、リード役の地域金融機関とREVIC、またそ

れぞれの子会社は、これに加え投融資先に対するコンサルティングなどの支援(ハンズオン支援)を行っている。

次節では、観光活性化ファンドの具体的な取組みを紹介しながら、地域金融機関によるファンドを通じた地域の観光振興への支援についてみていきたい。

## 2 観光活性化ファンドの個別事例

観光活性化ファンドの投融資先には旅館等の単独の事業者もあるが、本稿では、地域経済への広域的な波及効果が期待できる観光まちづくり会社への投融資事例を3つ取り上げる(注8)(第2表)。観光まちづくり会社とは、地域の観光振興を目的に地域のブランディング、PR、イベント企画等の事業を行う法人で、前述の日本版DMOに近いものであるが、必ずしも日本版DMO登録法人への申請をするとは限らない。

第2表 観光活性化ファンドの概要

	わかやま地域活性化ファンド	ふくい観光活性化ファンド	ALL信州観光活性化ファンド
設立	14年1月	15年8月	15年3月
ファンド総額	10億円	3億円	12億円
組合員構成	紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、紀陽リース・キャピタル(株)、REVICキャピタル(株)	福井銀行、REVIC、(株)福井キャピタル&コンサルティング、REVICキャピタル(株)	八十二銀行、長野銀行、長野県信連、長野県信用組合、長野信用金庫、松本信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、アルプス中央信用金庫、REVIC、八十二キャピタル(株)、REVICキャピタル(株)
業務運営者	紀陽リース・キャピタル(株)、REVICキャピタル(株)	REVICキャピタル(株)、(株)福井キャピタル&コンサルティング	REVICキャピタル(株)、八十二キャピタル(株)
投融資先	加太まちづくり(株)(加太地区連合自治会が設立時に出資)、(株)三楽荘	(株)まちづくり小浜(小浜市と地元事業者10団体が設立時に出資)	(株)WAKUWAKUやまのうち、白馬ギャロップ(株)、(株)志賀高原創生公社、他1件

資料 プレスリリース等を基に筆者作成

(注) 下線の機関はGPとして出資。それ以外は、LPとして出資。



(注8) 事例先等へのヒアリング調査は16年8月～11月に実施。

## (1) わかやま地域活性化ファンド

### a ファンド概要

わかやま地域活性化ファンド(正式名:わかやま地域活性化投資事業有限責任組合)は、和歌山県や近隣地域の観光産業の活性化に資する事業者を対象とし、成長資金の供給や継続的な経営支援の実施を目的に、紀陽銀行の主導により14年1月に設立された。

紀陽銀行は12年4月からの第3次中期経営計画の主要テーマの一つに、地域内での存在感の向上や、営業基盤である地元経済の成長の促進といった強力なリレーションシップバンキングの推進を掲げた。<sup>(注9)</sup> その一つとして、観光分野への取組みを強化するため、REVICのファンド事業を活用し、ファンド設立に至った。

同行は県内の他の金融機関にも声をかけ、同行のほかに、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、紀陽リース・キャピタル(株)、REVICキャピタル(株)が出資を行っている。ファンド総額は10億円であり、投融資件数は、今回紹介する和歌山市の加太まちづくり(株)(以下「加太まちづくり」という)と白浜町のホテル(株)三楽荘の2件である。

(注9) REVICのプレスリリース(14年1月24日付)

(注10) 紀陽銀行ディスクロージャー誌2013

### b 和歌山市加太地区の概要

加太地区は、和歌山市の郊外にある人口3,000人強の漁村である。昔から真鯛の一本釣りが有名で、海水浴場や友ヶ島、人形供養で有名な淡嶋神社などの観光スポットが

ある。宿泊客の減少等により地域内の雇用が減少し、地域外で就職する若者が多くなり、高齢化と人口減少が進行している。

### c 加太まちづくりの設立経緯

加太における観光まちづくりは、和歌山市加太地区連合自治会、加太観光協会および加太漁協が協力することで、若者が地元で働けるような雇用機会の創出ができないか、という問題意識が加太の若手住民内で高まっていたことから始まった。しかし、当時は各組織の話がなかなかまとまらなかったため、若手住民がコミュニティデザインを手掛ける会社に意見調整役を依頼した。同社は連合自治会や観光協会の会長、漁協の組合長へのヒアリングを実施し、関係者間の意見調整を進めていった。

こうした動きを受けて、10年12月には、連合自治会、観光協会、漁協のメンバーが参加する「加太地域活性化協議会」が設立され、加太の地域活性化に向けての話合いが定期的に行われるようになった。その後も、加太住民へのアンケート調査の実施や住民参加型のワークショップを開催したことにより、加太住民自身が地域の魅力や課題を再認識し、地域活性化のためのより具体的な取組みを一緒になって考えるようになっていった。

紀陽銀行も途中から協議会に加わり、観光活性化ファンドの投資先として加太地区を検討するようになった。投資先は法人形態をとることが必要なため、15年7月には11地区で構成される連合自治会の会長の呼

びかけにより、連合自治会の全額出資で加太まちづくりを設立した。15年10月には、わかやま地域活性化ファンドが加太まちづくりからの第三者割当増資を引き受けた。なお、協議会は現在も定期的に開催され、地域活性化のための様々なアイデアを出し合い、加太まちづくりの事業につなげている。

#### d 加太まちづくりの体制と業務

加太まちづくりの社長は連合自治会会長が務め、観光協会や漁協の会員、事業者等9名が役員に就いている。主な事業収入は、加太海水浴場（写真1）の駐車場の管理と海の家営業から得ている。加太まちづくりの設立以前は、駐車場の管理は漁協が、海を家の運営は観光協会が行っていたが、16年4月からは、駐車場と海を家の県の指定管理者に加太まちづくりが認定された。海の家は、以前は7～8月にしか運営していなかったが、16年からは加太まちづくりで正社員を1名雇用し、通年で運営している。

このほか、加太で開催される様々なイベ



写真1 加太海水浴場  
(加太まちづくり(株)提供)

ントの企画・運営のサポートを行ったり、県内の道の駅に手づくりの干物を卸している。今後は観光客への鮮魚の販売や、魚の販売額を増加させるため、規格外の鮮魚の加工販売を検討している。加太まちづくりは、同社自体の収益の増加ではなく、加太の認知度を上げて多くの観光客を呼び込み、地元の漁業者や観光関連事業者の利益を増やしていくことを目標としている。漁業者等の担い手づくりに貢献するとともに、加太の魅力を発信することで、加太で新たに起業する人を地域外から呼び込んでいきたいと考えている。

#### e 紀陽銀行の取組み

紀陽銀行は、13年から加太まちづくりの関係者と接点を持ち、深く関わってきた。協議会では魚の販売を考えるチームに加わって、漁協の組合員と一緒に意見交換を行うなど、地域との関係づくりに励んだ。ファンド設立前から継続的に加太を訪れて、加太まちづくり関係者間の意見調整を行い、会社設立に至った。

投資後は、会社の事業計画や財務書類の作成、組織体制の整備、鮮魚・干物の販路拡大などの支援を行っている。干物販売については、同行が別の地域の商工会から道の駅での販売品の品ぞろえについて相談を受けた際に、加太の干物を紹介したことで事業に結び付いた。

今後も同行は、ファンドを通じて地域に新たな人の流れや持続的な収益を生み出せる事業を起こしていくことを目指している。

## f REVICの支援

現在、REVICキャピタル（株）からは職員が2名、加太まちづくりの事業のサポートを兼任で行っている。REVICからは、鮮魚販売事業の検討の際には、魚の仲卸のプロが派遣されたり、観光事業のサポートのために、リゾートホテル経営の経験がある職員が派遣されたりした。

## (2) ふくい観光活性化ファンド

### a ファンド概要

ふくい観光活性化ファンド（正式名：ふくい観光活性化投資事業有限責任組合）は、魅力あふれる周遊観光地域づくりを通して、県内の観光消費額の増大を図ることを目指し、福井銀行が主導して15年8月に設立された。組合員は、福井銀行、REVIC、(株)福井キャピタル&コンサルティング、REVICキャピタル（株）であり、ファンド総額は3億円である。

東日本大震災の影響による原発の稼働停止に伴い、<sup>(注11)</sup>嶺南地区の経済が停滞したため、福井銀行は、観光客に県内を周遊してもらえるような観光地の拠点を複数づくり、観光によって地域を活気づけたいと考えるようになった。同行はこれまで、どちらかといえば県の主要産業である製造業等への金融支援に重きを置いてきたが、ファンドをきっかけに観光といったサービス業へのハンズオン支援にも力を入れていきたいと考えている。小浜市を周遊型観光地の強化における一つの拠点とし、16年2月に（株）まちづくり小浜（以下「まちづくり小浜」と

いう）に対して投融資を実行した。

（注11）敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町。

### b 小浜市の概要

小浜市は福井県の南西部に位置し、若狭湾に面した人口3万人の市である。若狭湾でとれる豊富な水産物のほかに、名産品には鯖へしこや小鯛の笹漬けなど伝統的水産加工品、若狭塗に代表される伝統工芸品がある。都や大陸文化が往来した歴史から、130もの寺社仏閣が点在するなど、様々な観光資源を有している。15年には日本遺産第1号の一つとして「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～」として認定された。

07年にはテレビドラマのロケ地となったことで全国的な認知度が上がり、観光客が急増した。さらに14年7月の敦賀～小浜間をつなぐ舞鶴若狭自動車道の全線開通により再び観光客数は増加した。ただし、北陸新幹線開業や京都縦貫道の全通の影響等もあり、15年には近隣地域へ観光客が流れたため、減少に転じた。

### c まちづくり小浜の設立と3駅周遊について

現小浜市長は、道の駅、海の駅、まちの駅の3駅周遊や観光まちづくり会社による市の観光活性化を施策の一つとして掲げ、10年4月には小浜市の過半出資と、観光協会、商工会議所、農協、森林組合、漁協等10団体の出資により、まちづくり小浜が設立された。

3駅のうち、道の駅は11年3月に営業を開始した。地元の名産品や野菜を取り扱う物販コーナーとフードコート、案内施設が設置されている。海の駅は、「若狭フィッシャーメンズ・ワーフ」やレストラン「濱の四季」「小浜市総合卸売市場」など様々な施設があるエリアの総称である。昔から漁港、水産加工団地として機能していたエリアであり、目玉の観光地となる「御食国若狭おばま食文化館」は03年9月にオープンした。16年5月に開駅したまちの駅には、明治期の芝居小屋を復元した「旭座」のほかに、特産品販売コーナー等観光案内施設がある。これら3駅を周遊するレトロバスも運行している。<sup>(注12)</sup>

(注12) 3駅の詳細については木村(2016)を参照。

#### d まちづくり小浜の体制と業務

まちづくり小浜は、常勤者4名とREVICの半常駐職員2名、道の駅とレストランで働くパート約25名からなっている。同社設立時は、地元事業者と元広告代理店勤務のUターン者が中心となって事業を進めてきたが、投融資を受けた後は、先のUターン者とREVIC職員が中心となり、事業を多角的に展開している。主な事業は、①道の駅事業部、②飲食事業部、③公益事業部の3部門で構成されている。

道の駅事業部は、道の駅における物販やフードコーナーの運営、駐車場管理、道の駅に併設する自社農園の管理を行っている。飲食事業部は、海の駅にあるレストラン「濱の四季」を15年4月から指定管理者として

受託運営している。「濱の四季」では、海産物や旬の食材を利用した定食等を提供している。

公益事業部は、「おもてなしプラン充実事業」等の4事業を15年に市の観光課から受託している。具体的には、イベントのパンフレット作成や、鯖寿司の取扱店巡りができるクーポンの企画・運営を行った。16年からは3駅で買い物をすると地元特産品のプレゼントに応募ができる「3駅ぐるっとスタンプラリー」(写真2)の企画・運営も行っている。これらの事業により、事業者同士の横連携によるPR促進や、3駅周遊による滞在時間の拡大を目指している。ほかにも、小浜市特有の用語や地名が載った指さし英会話のチラシを作成し、事業者と外国人旅行客のやりとりを手助けしている。事業別の収益は6割が道の駅、飲食、公共



写真2 「3駅ぐるっとスタンプラリー」のチラシ  
(株)まちづくり小浜提供)

がそれぞれ2割ずつとなっている。

まちづくり小浜は日本版DMO候補法人として登録されたことを受け、以前から実施していた観光客へのアンケート調査に満足度を聞く項目を入れ、マーケティングを強化している。今後、道の駅と大阪や京都を結ぶバスの運行、地元製品のネット販売、個人向け体験型プログラムの企画、古民家のリノベーションに取り組むことを考えている。

#### e 福井銀行の取組み

福井銀行は、ファンド運営のために15年7月に（株）福井キャピタル&コンサルティングを設立した。早い時期からREVICのファンド事業に注目し、県内の投融資案件をリストアップしていた。まちづくり小浜を対象としたのは、事業内容、経営方針ともにファンド条件に合致していたことに加え、14年に舞鶴若狭自動車道が開通したにもかかわらず、15年には小浜市の観光客が減少に転じたことを懸念したためである。

同行は、ファンドの組合員の意思決定をスムーズに行うために、組合員の金融機関は福井銀行のみとした。福井銀行がGPの役割を果たすのは初めてであるため、行員が（株）福井キャピタル&コンサルティングの職員を兼任するとともに、出向者を派遣し、REVICからのノウハウを導入しつつファンドを運営している。

ほかにも福井銀行は、REVICやまちづくり小浜、市内事業者等と連携して、海の駅への誘客のための新企画（イベントや体験

コーナーの設置）にも協力し、海の駅の魅力向上に貢献している。

#### f REVICの支援

まちづくり小浜の経営にはREVIC職員4名が携わり、うち2名が半常駐で勤務している。職員の主な業務は、経営判断、新規事業の企画、人件費の配分調整、飲食・物販事業のサポート、観光や土産の案内である。企業再生や外資系投資ファンド・外資系ホテル、外資系商業銀行、高級ホテルの料理人の経験を持つ職員が同社に関わり、多面的な支援を行っている。

海の駅にあるレストラン「濱の四季」は、REVIC職員がメニューの刷新やコスト管理を行ったことにより収益性が上昇している。またREVICが、先の4名のほかに、物販のプロを道の駅に派遣し、販売員に定期的に接客や商品陳列等の指導を行ったこともあり、道の駅の対前年比の売上げが増加した。

16年末には、北陸新幹線の敦賀以西のルートが「小浜・京都ルート」に決定し、市の観光まちづくりには追い風が吹いている。これを機に、REVICと福井銀行は市と連携して将来を見据えた観光戦略を改めて策定し、市の発展のための施策を支援していくとのことである。

### (3) ALL信州観光活性化ファンド

#### a ファンド概要

ALL信州観光活性化ファンド（正式名：ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合）

は、八十二銀行が山ノ内町の観光まちづくりに関わるなかで設立の検討が進んだファンドである。同ファンドは、長野県の観光まちづくりの構築と地域の経済・雇用を支える観光産業の発展に向けた取組みの支援を目的に、八十二銀行とREVICが主導して15年3月に設立された。八十二銀行は同ファンドを活用し、まずは山ノ内町の湯田中温泉をパイロット地域として着手することで、県内の観光まちづくりのモデルの一つにしていきたいと考えている。組合員は、同行のほかに長野県に本店を置く9の金融機関、八十二キャピタル(株)、REVICキャピタル(株)である。山ノ内町にある(株)WAKUWAKUやまのうち(以下「WAKUWAKUやまのうち」という)をはじめとし、これまでに4件の投資を行った。

(注13) 八十二銀行プレスリリース(15年3月31日付)

(注14) 長野銀行、長野県信連、長野県信用組合、長野信用金庫、松本信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、アルプス中央信用金庫。

## b 山ノ内町湯田中温泉の概要

山ノ内町は長野県の北東部に位置する、人口13万人の町である。WAKUWAKUやまのうかが事業を手掛ける湯田中温泉は、旅館や土産物店が並ぶかえで通りを中心とした温泉街である。かつては観光客で賑わったが、スキーブームの90年頃をピークに客足が減少し、現在は廃業した店や空き家もある。ただし、町内の地獄谷野猿公苑は、冬期に温泉に入るサル(スノーモンキー)で有名であり、アメリカの雑誌「LIFE」で紹介

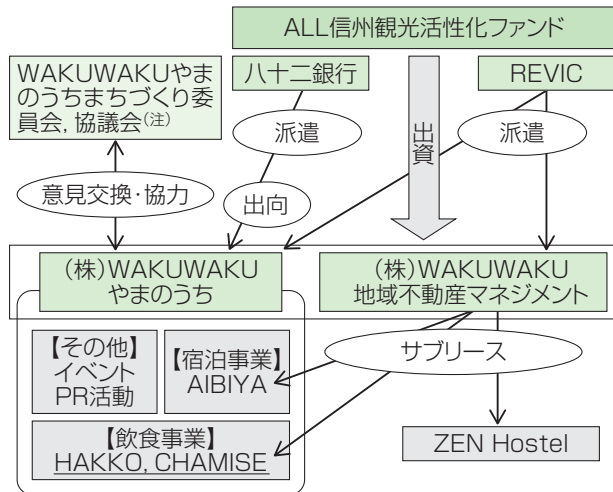
介されてから外国人観光客の根強い人気スポットとなり、かえで通りはそこを目的地とする客の通り道にもなっている。

## c WAKUWAKUやまのうちの設立経緯

WAKUWAKUやまのうちの設立のきっかけとなったのは、13年9月に山ノ内町で開催された「まちづくり研究会」である。その際、八十二銀行の子会社である(一社)長野経済研究所が同町の観光調査レポートを発表し、それを機に八十二銀行は、一部地域の有志と連携して観光振興に取り組んでいくこととした。

同行を事務局として、地元の事業者等が参加する「WAKUWAKUやまのうちまちづくり委員会」(以下「まちづくり委員会」という)が開催されるようになり、地元有志の出資により、14年4月に「合同会社WAKUWAKUやまのうち」が設立された。ファンドからの投資を機に15年8月には合同会社が組織変更し、「株式会社WAKUWAKUやまのうち」となった。同時期には、店舗等の不動産を管理する目的で、(株)WAKUWAKU地域不動産マネジメントが設立された。同社の構成員のほとんどはWAKUWAKUやまのうかと兼務しており、WAKUWAKUやまのうかと一体となって、かえで通りの観光振興に取り組んでいる。詳細は後述するが、WAKUWAKUやまのうちは店舗等を活用し事業を運営する会社であり、(株)WAKUWAKU地域不動産マネジメントは店舗等を所有する会社となっており、運営と所有が分離されている点に特徴がある。

第2図 ALL信州観光活性化ファンドと会社組織等の概要



資料 ヒアリングおよび(株)WAKUWAKUやまのうちの提供資料を基に筆者作成

(注) 協議会とは、「WAKUWAKUやまのうちのまちづくり協議会」であり、観光庁の「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」等を活用しながら商品企画や情報発信を行う組織である。まちづくり委員会の参加者や行政が構成員となっている。

なお、地域住民とWAKUWAKUやまのうちの参加するまちづくり委員会は現在も開催されており、町内の観光振興における新たな取組みの話し合いの場になっている。ALL信州観光活性化ファンドと会社組織等の関係については、第2図に整理した。

d WAKUWAKUやまのうちの体制と業務

WAKUWAKUやまのうちの登記上の役員は8名(うちREVIC職員4名、八十二銀行職員1名)となっている。運営に関わるスタッフは10名程度(同行からの研修出向者1名含む)<sup>(注15)</sup>である。WAKUWAKUやまのうちの主たる事業は、飲食事業と宿泊事業で構成されている。前者は、ビア・バー&レストラン「HAKKO(ハッコウ)」とカフェ&スペース「CHAMISE(チャミセ)」の経営、後者はホステル「AIBIYA(アイビヤ)」の



写真3 HAKKO ((株)WAKUWAKUやまのうち提供)

経営である。

「HAKKO」は、県内の建築家が大正ロマンをテーマに旧精肉青果店をリノベーションした建物(写真3)であり、16年4月にオープンした。地ビールや信州の味噌、酒、麴など8種類の発酵食品を扱った料理を提供しており、味噌は創業120年余りの歴史を持つ地元の味噌醸造場のものを利用している。地域食材の提供やブランディングを通して、外国人観光客や地元客が滞在したいと思えるような環境づくりを目指している。

16年5月にオープンした「CHAMISE」は案内所とカフェが一緒になっており、コンセプトは、旅の疲れを癒やすとともに、次の旅路の計画ができるような茶店である。

他方「AIBIYA」は、後継者がなく廃業した日本旅館をホステルとして改装し、16年10月にオープンした。同ホステルを運営する宿泊事業部長は海外の旅の経験が豊富な山ノ内町出身者であり、夫婦2人で経営している。「Escape from travel~旅から離れよう~」をコンセプトに置き、内装は外国人観光客が喜ぶ日本旅館の趣を残しながらも、旅の疲れを癒やすようなゆったり

としたデザインになっている。

これらの事業を通じて、温泉街への集客や町内周遊などへの仕組みづくりを行うとともに、休廃業旅館等のさらなる利活用を推進していきたいと考えている。

(注15) このほかに、ウェブデザインやプロモーションなどを通じて事業に協力する人材が地域内外にいる。

#### e その他の事業

WAKUWAKUやまのうちは、前述した2事業を開始する以前にも、かえで通りをランタンで飾る「Yamanouchi Lantern」などの取組みを通じて地域の情報発信を行ってきた。また、県外でのPR活動として、長野県のアンテナショップである「銀座NAGANO」にて、同社の取組みや山ノ内町の観光案内をセミナー形式で行った。ほかにも、県内外の大学生等を対象とした旅館業のインターンシップに後援協力し、公開授業を行うなど地域の活動にも貢献している。

#### f (株) WAKUWAKU地域不動産マネジメントの概要

(株) WAKUWAKU地域不動産マネジメントは、かえで通りを中心とした不動産管理物件のサブリースを事業としている。これまでに4件の物件を扱ったが、うち3件はWAKUWAKUやまのうちの直営店舗、「HAKKO」「CHAMISE」「AIBIYA」としてリノベーションされたものである。残りの1件は、同社がホステル事業を希望する若手事業者と相談しながら、廃業旅館をリノベーションしたうえで、サブリースを行

っているホステル「ZEN Hostel」である。

#### g 八十二銀行の取組み

八十二銀行は、WAKUWAKUやまのうちの設立が話し合われたまちづくり委員会から、山ノ内町の地域住民の調整役として関わり続けてきた。現在、同行出身者がWAKUWAKUやまのうちの監査役、経営企画部長として様々な事業の運営やサポートを行っている。

特に監査役は、同社の設立以前から調整役として深く関わってきた。現在は、隔週で開かれる経営会議においてWAKUWAKUやまのうちの経営状況を把握したうえで、REVIC職員とともに、目標の設定方法や経営のスキルなどを宿泊部長ら若手人材にアドバイスしている。また会議では、同社のマーケティング戦略に生かせるよう、全国の観光地や地場産業の情報提供などを行うとともに、他の観光地からの視察受入れやマスコミ対応、各種イベント運営のサポートなど、細やかな支援を行っている。

#### h REVICの支援

REVIC職員2名が、WAKUWAKUやまのうちの社長、副社長として経営に携わっている。これらの職員はREVICの他のファンド事業との兼務であり常駐はしていないが、毎週同社の全ての事業におけるサポートを行っている。例えば、コンサル経験を持つ職員が社長として会社のマネジメントを行い、八十二銀行とともに若手人材の育成を図っている。また、山ノ内産のりんご



等農産品のブランディングのため、インターネットを活用した広域販売なども手掛けている。

REVICと同行は、同社のエグジット時に経営が軌道に乗るように、もしくは各事業が独立して運営できるように、今後も若手人材の育成に力を入れていく方針である。

#### (4) 小括

以上、観光まちづくり会社における観光振興の取組と、地銀やREVICの支援内容についてみてきた。第3表に投融資先の概要を整理したが、会社設立の発起人や事業の運営者、地域金融機関の役割など、どれも会社ごとに様々であることがわかる。異なる点が多いものの、事業の性格や関係者の特徴として、以下3つの共通点を見いだすことができる。

1点目は、地域金融機関が自身の短期的な利益の追求よりも、公益性が強く、かつ、中長期的な地域の活性化を目指していることである。事例からは、時間や労力をかけてファンド設立や投融資先の支援を行っている様子が見えてきた。このような姿勢は、地域の多数の事業者や漁家・農家の収入の増加につながるような事業に取り組んでいる観光まちづくり会社にも共通している。

2点目として、観光まちづくり会社の取組みも金融機関の資金供給のいずれも、地域に根付いていることが挙げられる。中村・平野（2011）によれば、総合保養地域整備法（87年に施行。通称リゾート法）による観光振興の大きな問題は、開発の内容が「山間地であればゴルフ場」などと画一的であったことである。また、地元との連携もない大規模な開発はほぼ失敗に終わった

第3表 観光活性化ファンドの投融資先概要

	加太まちづくり(株)	(株)まちづくり小浜	(株)WAKUWAKUやまのうち
所在地	和歌山県和歌山市加太	福井県小浜市和久里	長野県下高井郡山ノ内町
設立	15年7月	10年4月	15年8月 (前身組織は14年4月)
投融資実行	15年10月	16年2月	15年8月
設立の発起人	地元の若手住民	小浜市	地域事業者, 八十二銀行
事業運営における主要人物	地域住民(連合自治会, 観光協会, 漁協)	地域住民(元広告代理店勤務, Uターン), REVIC	地域事業者, 八十二銀行, REVIC
地域金融機関の役割	会社設立時における関係者間の意見調整, 継続的な事業支援	海の駅の企画に協力	会社設立時における事業者間の意見調整, やまのうちの監査役, 経営企画部長
REVICの役割	ファンド設立支援, 専門人材の派遣	ファンド設立支援, 役職員兼務, 専門人材(物販, 飲食)の派遣	ファンド設立支援, 役職員兼務
自治体の出資や事業委託の有無	事業委託有り	設立資金の出資有り, 事業委託有り	特になし
業務における観光協会との関わり	役員を兼務, イベントにて協力	業務を分担	特になし
主な業務内容	駐車場管理, 海の家経営, イベント等の運営	道の駅にて物販, 飲食店の運営, 市からの業務委託(パンフレット作成等)	飲食店・ホステルの経営, リンゴの販売

資料 ヒアリングを基に筆者作成

とみている。一方で観光まちづくり会社の事例では、地域にある観光資源を磨き上げ、観光客が訪れるような特色ある仕組みづくりを行っている。地域金融機関の姿勢としても、県内の観光周遊を目指して、地域と連携しながら新たな投融資先の創出に力を入れていることがうかがえる。

3点目は、各まちづくり会社には、会社設立のために貢献してきた人など、不可欠なキーパーソンがいるということである。関係者が多い観光まちづくり会社では、様々な意見が出るため、方向性が定まりにくいことが想定されるが、キーパーソンが舵を取ることで事業を着実に前進させてきたものとみられる。

いずれも15年以降に投融資を実行していることから、具体的な評価をするには時期尚早だが、持続可能な観光まちづくりへのヒントが垣間みられるだろう。

### 3 今後の観光振興に向けて

ここでは、各事例における地域金融機関の役割を岩崎（2016）が定義するキーパーソン・モデルという切り口から捉えるとともに、観光活性化ファンドが観光金融としてどのような点で評価できるのかについてみていく。そして、観光活性化ファンドが内包する課題を整理する。

#### (1) キーパーソンからみる地域金融機関の役割

地域づくりに関する研究を整理した岩崎

は、観光まちづくり現場において、「カリスマ型リーダーではなくても、地域から信頼が厚く、さまざまな技能を通して地域の発展に寄与している（できる）人々」をキーパーソンとし、少なくとも4つのタイプが存在するとしている。それらは、①意識（サポーター）、②発想（アイデア・パーソン）、③活動（プレイヤー）、④統合（プロデューサー）に分類される。同一人物が複数のキーパーソンも兼ねることもあるが、今回取り上げた事例における地域金融機関の行員は、統合のキーパーソンが最もあてはまるものと考えられる。このキーパーソンは、「地域の顔役的な人。…インフォーマル・キーパーソンとして、一種のお世話係的な世話焼き」とされている。行員が、地域の金融機関という第三者の立場で地域住民等の意見に耳を傾け、その調整を行うことで、会社設立や事業内容の検討において話がよりスムーズにまとまっていったものと考えられる。さらには、地方銀行としての存在感を生かし、県内の他の金融機関にも協力を求め、イニシアティブをとってファンド運営を行ったことも、全体のプロジェクトを進めるうえで非常に重要な働きをしていたものとみられる。

ただし、このように行員がキーパーソンとして活躍できたのは、別の主体もキーパーソンとなって、ファンドや観光まちづくり会社のプロジェクトを支えてきたという面も大きいとみられる。例えば、まちづくり小浜ではREVIC職員や広告代理店勤務経験を持つ小浜市のUターン者が「ユニー

クな発想で硬直した事態を打開できる人」とされる、発想のキーパーソンとして機能していた。ほかにも、加太まちづくりでは若手住民が活動のキーパーソンとして、以前から地域にあった課題に取り組んだことで観光振興の士気が高まり、連合自治会会長が統合のキーパーソンとなって地区のまとめ役として活躍している。

今回の事例はいずれも、何らかの形で地域の課題に取り組んでいこうとする、住民の内発的な動きがあったからこそ、地域の金融機関が熱意を持って支援できたものとみられる。地域金融機関が観光まちづくりに関わる際には観光活性化ファンドを創設するだけでなく、地域の内発的な活動をいかに見いだすかということが重要だと考えられる。

## (2) 「観光金融」からみる観光活性化ファンドの機能

さらに観光振興における資金供給の仕組みを考えるうえで、観光活性化ファンドは示唆に富んでいる。

中村・平野(2011)は、地域の観光ブランドを表象する事業者に対して、個々の事業者が通常有す信用以上のファイナンスを可能とする仕組みを「観光金融」と呼び、「観光地の地域性・固有性はほとんど注目されず、中央の大手企業が開発主体となり、地方自治体が法制度に基づく単なる事務手続きの担い手として、中央の金を流し込んだだけ」のリゾート法下の観光開発事業における金融とは異なるものとして捉えている。

中村・平野は観光金融に必要な機能として、①国や地方自治体がプラットフォーム<sup>(注16)</sup>に出資することで、民間金融機関等が資金投下しやすくなるといった資金の呼び水機能、②地元事業者・住民等がプラットフォームに出資や寄付を行い、観光ブランドが向上するまでの事業リスクを負担する機能、③地域金融機関から各事業者への資金提供の際に、国や地方自治体が一部保証する信用補完機能を挙げている。15年以降の観光活性化ファンドの増加や各事例を踏まえて、今日的な観点から観光金融を捉え直せば、観光まちづくり会社はプラットフォームの一つであり、観光活性化ファンドは、②の機能における中心部を担っているものと考えられる。

観光活性化ファンドは、融資とは異なり、初期に返済負担が会社にかからないというファンド本来の特性に加え、地域金融機関やREVIC等のハンズオン支援により、事業の持続可能性を高めることが可能である。持続可能な観光まちづくりを進めていくうえで、観光まちづくり会社を資金面・経営面からサポートすることは重要であり、観光活性化ファンドはその両面をカバーできる点が強みとなっている。

(注16) 同論文では、プラットフォーム(観光産業活性化構想実行プラットフォーム)を、「観光ストーリーに紐づく事業者の活動に一定の方向づけをし、観光地ブランドを基軸とするマーケティング活動の主体」としている。

## (3) 観光活性化ファンドが内包する課題

観光活性化ファンドは観光振興における資金面・経営面の支援として期待できるが、

いくつかの課題を内包していることに留意する必要がある。以下に筆者が課題と考える3点を示したい。

1点目は地域性の問題である。先の事例では、地域住民等の内発的な運動や自治体の取組みが基となった対象が投融资先に選定されたが、どの地域においてもそのような条件を備えた組織体が存在するとは考えにくい。ファンドを設立しても、投融资件数がないところでは、恐らくこれがネックとなっているのではないかと考えられる。

2点目は、主導する地域金融機関の負担の大きさである。観光による経済波及効果が大きいとはいえ、成果が表れるまでには中長期的な時間を要する。地域金融機関が投入した時間や資金への対価を短期的に確保することは難しい面もあろう。

3点目は、REVICが業務完了期限を23年3月末とする時限組織であることである。地域金融機関は、REVICの解散前にREVICからファンド運営のノウハウを習得する必要がある。また、新しくファンドを設立しREVICが参画しない場合、これまで以上にファンド運営の負担が主導する地域金融機関にかかってくるものと考えられる。

今後地域金融機関が観光活性化ファンドを手掛けていくうえで、以上のような課題を考慮していく必要がある。

## おわりに

地域金融機関による観光活性化ファンドの設立は進んだが、投融资件数はまちまち

である。投融资件数が伸びないところでは、適切な投資対象が地域に見いだせないといった問題が生じているものと考えられる。観光によるまちづくりには多くの主体が連携することが重要だが、そうした連携が必ずしも容易ではないことも背景にあるのではないか。しかし、関係主体が多いからこそ観光振興の取組みの幅を広げることができる。地域金融機関は、関係主体間に足りない部分を地道にサポートしながら、これに関わっていくことが重要となるだろう。

観光まちづくり会社が機能し、観光需要を戦略的に取り込むことができれば、地域の産業の活性化につながっていくものとみられる。また、地方創生を契機に、地域金融機関が観光振興に取り組むことで、持続可能な観光地を形成していくという面でも意義は大きいものとなるだろう。

### <参考文献>

- ・岩崎正弥 (2016) 「内発的観光まちづくりの仕掛けづくり—人材育成の視点から—」安福恵美子編著『「観光まちづくり」再考—内発的観光の展開へ向けて—』古今書院
- ・観光庁 (2015) 「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究報告書」(平成27年3月)
- ・木村俊文 (2016) 「地方創生の拠点として期待される「道の駅」④～まちの駅、海の駅との「3駅連携構想」を進める福井県小浜市～」『金融市場』11月号
- ・笹尾一洋・原田研一郎 (2014) 「株式会社地域経済活性化支援機構法の改正の概要」『金融財政事情』65巻43号
- ・中村直之・平野裕基 (2011) 「観光金融論 観光産業活性化における金融の役割」『知的資産創造』1月号

(さとう さき)

## 発刊のお知らせ

### 農林漁業金融統計2016

A4版 193頁  
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7752  
FAX 03(3351)1153  
発 行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2016年12月



# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(56)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(57)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(58)

〈特別掲載 (2016年9月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(59)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(60)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(61)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(62)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (6362) 7755  
FAX 03 (3351) 1153

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2011. 11	41,979,401	5,203,853	20,999,009	1,367,271	43,628,195	15,021,693	8,165,104	68,182,263
2012. 11	44,167,084	4,780,366	24,236,154	225,743	47,392,547	16,248,478	9,316,836	73,183,604
2013. 11	49,166,005	4,220,598	26,457,673	5,694,199	51,159,836	16,574,253	6,415,988	79,844,276
2014. 11	51,465,994	3,727,381	31,719,834	6,098,948	55,442,838	18,320,152	7,051,271	86,913,209
2015. 11	55,069,608	3,310,159	34,886,751	11,452,355	58,786,621	18,011,449	5,016,093	93,266,518
2016. 6	60,917,090	2,955,459	28,985,622	22,449,941	53,854,921	13,058,562	3,494,747	92,858,171
7	61,050,075	2,896,379	28,886,283	21,619,836	53,150,884	12,812,756	5,249,261	92,832,737
8	61,204,037	2,837,329	29,646,304	24,529,057	52,913,635	11,895,381	4,349,597	93,687,670
9	61,372,988	2,778,263	35,054,450	25,762,771	54,657,306	11,815,424	6,970,200	99,205,701
10	61,068,170	2,719,058	31,731,749	24,966,767	53,911,953	11,765,775	4,874,482	95,518,977
11	62,156,444	2,660,005	34,258,363	23,239,736	59,147,171	11,493,785	5,194,120	99,074,812

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2016年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	52,221,704	-	1,970,806	65	7,309	-	54,199,885
水産団体	1,755,941	4,500	137,025	2	33	-	1,897,501
森林団体	1,571	-	6,044	3	104	-	7,722
その他会員	3,086	-	18,981	-	-	-	22,067
会員計	53,982,302	4,500	2,132,856	70	7,446	-	56,127,174
会員以外の者計	395,253	39,297	371,162	87,450	5,112,528	23,581	6,029,270
<b>合計</b>	<b>54,377,555</b>	<b>43,797</b>	<b>2,504,018</b>	<b>87,520</b>	<b>5,119,974</b>	<b>23,581</b>	<b>62,156,445</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。  
2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 275,578百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2016年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	421,211	108,084	109,863	-	639,158
	開拓団体	26	10	-	-	36
	水産団体	17,483	4,061	5,612	-	27,156
	森林団体	1,983	3,800	3,030	6	8,818
	その他会員	1,350	615	20	-	1,985
	会員小計	442,053	116,569	118,525	6	677,153
	その他系統団体等小計	78,023	13,377	38,734	-	130,134
計	520,076	129,946	157,259	6	807,287	
関連産業	2,883,504	34,787	818,418	2,427	3,739,137	
その他	6,825,675	2,725	118,963	-	6,947,362	
<b>合計</b>	<b>10,229,255</b>	<b>167,458</b>	<b>1,094,640</b>	<b>2,433</b>	<b>11,493,786</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2016. 6	7,240,406	53,676,684	60,917,090	-	2,955,459
7	7,208,503	53,841,572	61,050,075	10,000	2,896,379
8	7,145,995	54,058,042	61,204,037	-	2,837,329
9	7,214,602	54,158,386	61,372,988	-	2,778,263
10	6,759,845	54,308,325	61,068,170	-	2,719,058
11	7,762,485	54,393,959	62,156,444	-	2,660,005
2015. 11	5,437,662	49,631,946	55,069,608	6,000	3,310,159

(借 方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2016. 6	65,121	22,384,820	53,854,921	14,787,894	15,648	-	168,031
7	55,921	21,563,914	53,150,884	13,292,503	525	-	182,587
8	49,335	24,479,722	52,913,635	13,292,503	15,614	-	197,380
9	93,925	25,668,846	54,657,306	13,639,886	510	-	158,834
10	65,970	24,900,796	53,911,953	13,278,738	504	-	168,290
11	101,515	23,138,221	59,147,171	13,278,738	1,105	-	167,458
2015. 11	51,524	11,400,830	58,786,621	13,061,520	1,617	-	205,618

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2016. 6	61,672,446	60,174,331	1,317,282	1,018,811	1,866,324
7	61,342,233	60,173,333	1,431,092	1,018,812	1,868,943
8	61,661,325	60,374,632	1,437,726	1,018,811	1,870,041
9	61,401,821	60,348,480	1,391,665	1,030,012	1,933,991
10	61,803,589	60,614,685	1,435,003	1,030,011	1,933,991
11	61,844,135	60,681,494	1,443,611	1,030,011	1,933,991
2015. 11	59,220,132	57,959,918	1,214,080	887,395	1,780,786

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2016. 5	31,133,015	65,062,240	96,195,255	483,456	315,372
6	31,583,020	65,850,237	97,433,257	479,560	312,568
7	31,237,472	66,394,121	97,631,593	493,993	328,539
8	31,457,606	66,544,798	98,002,404	501,129	335,583
9	31,352,713	66,299,465	97,652,178	511,168	345,378
10	32,146,884	66,048,626	98,195,510	511,688	344,879
2015. 10	30,974,790	64,729,765	95,704,555	496,616	325,250

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,534	2,665,090	3,480,488	22,838,510	92,858,171
-	2,248,418	3,480,488	23,147,377	92,832,737
-	2,274,132	3,480,488	23,891,684	93,687,670
-	1,960,753	3,480,488	29,613,209	99,205,701
-	2,262,865	3,480,488	25,988,396	95,518,977
-	1,816,650	3,480,488	28,961,225	99,074,812
573,000	3,378,495	3,471,460	27,457,796	93,266,518

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
11,905,281	983,011	2,238	13,058,562	10,288	3,468,811	92,858,171
11,648,721	978,870	2,578	12,812,756	36,270	5,212,467	92,832,737
10,728,542	967,309	2,149	11,895,381	57,737	4,276,246	93,687,670
10,601,149	1,053,401	2,037	11,815,424	65,168	6,904,522	99,205,701
10,544,252	1,050,878	2,354	11,765,775	20,000	4,853,979	95,518,977
10,229,254	1,094,639	2,432	11,493,785	490,672	4,702,343	99,074,812
16,624,557	1,178,962	2,311	18,011,449	423,400	4,591,077	93,266,518

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
68,203	42,020,641	41,962,673	10,000	637,464	16,277,615	6,594,866	1,633,772
61,915	41,657,751	41,606,620	8,000	656,295	16,446,310	6,597,121	1,621,470
64,227	41,769,879	41,715,938	5,000	670,968	16,650,830	6,619,216	1,600,427
59,553	41,438,080	41,387,408	20,000	681,904	16,778,729	6,662,822	1,631,017
57,546	41,604,528	41,550,333	10,000	688,988	16,945,540	6,770,324	1,625,578
61,854	41,435,327	41,379,469	10,000	710,529	17,311,725	6,795,120	1,639,196
63,334	38,439,814	38,389,597	27,000	580,995	16,792,530	6,798,287	1,624,197

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
418,895	71,035,316	70,793,010	4,026,924	1,621,574	22,040,308	176,128	661	
475,578	72,734,094	72,505,225	3,963,086	1,575,171	* 22,022,478	176,568	661	
425,212	72,317,580	72,095,546	4,008,531	1,616,686	* 22,055,703	176,464	661	
439,571	72,697,665	72,475,531	4,031,091	1,643,839	* 22,033,017	178,803	661	
414,244	72,580,163	72,362,235	4,015,202	1,634,939	21,838,539	179,106	657	
408,538	73,027,271	72,816,073	4,003,565	1,630,901	21,810,539	178,423	657	
393,325	69,797,485	69,549,883	4,063,895	1,641,912	22,530,698	187,527	681	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2016. 8	2,389,003	1,698,125	16,471	54,402	16,637	1,850,055	1,831,203	83,927	491,541	
9	2,404,000	1,704,399	18,071	54,838	16,444	1,870,034	1,850,159	83,771	489,036	
10	2,437,031	1,731,115	18,071	54,939	15,927	1,901,165	1,881,254	83,551	489,101	
11	2,430,575	1,724,262	18,071	54,937	17,405	1,895,479	1,874,858	83,115	484,497	
2015. 11	2,336,303	1,651,132	10,823	53,892	17,359	1,771,659	1,752,730	92,527	501,574	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2016. 6	793,767	432,685	90,304	65,469	107,582	6,366	783,979	775,559	400	159,521	8,481	81	
7	781,766	422,965	90,520	65,634	107,170	5,525	773,684	752,896	400	158,988	8,412	80	
8	777,164	422,916	93,826	66,749	107,034	6,426	774,398	766,279	400	158,454	8,362	80	
9	793,443	428,427	94,981	68,620	107,261	5,905	797,245	788,332	400	160,127	8,281	80	
2015. 9	794,476	427,141	99,913	74,123	110,759	6,333	787,470	778,185	400	172,348	9,048	95	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残           高	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678	
	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716	
	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2015. 11	956,287	592,201	3,078,943	2,428,394	636,053	1,344,461	194,470	
	12	968,381	601,280	3,037,972	2,450,511	645,526	1,357,826	196,474	
	2016. 1	963,310	597,449	3,052,490	2,436,352	639,473	1,348,519	195,377	
	2	964,074	599,237	3,131,890	2,437,704	638,096	1,353,247	196,107	
	3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	4	963,679	603,491	3,252,802	2,491,246	644,282	1,362,524	196,956	
	5	961,952	603,745	3,289,342	2,487,350	642,154	1,358,855	196,306	
6	974,332	616,724	3,247,987	2,495,612	648,712	1,371,890	198,759		
7	976,316	613,422	3,227,988	2,486,818	645,594	1,370,332	198,254		
8	980,024	616,613	3,247,046	2,481,037	645,164	1,374,288	198,843		
9	976,522	614,018	3,275,716	2,474,640	649,865	1,376,917	199,429		
10	981,955	618,036	3,300,066	2,477,725	648,016	1,378,867	199,049		
11 P	982,424	618,441	3,359,669	2,493,530	648,384	1,377,159	198,492		
前           同           月           比           増           減           率	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8	
	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2	
	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2015. 11	2.1	2.4	4.2	2.6	1.4	2.3	1.7	
	12	2.3	2.4	2.8	2.6	1.7	2.3	1.7	
	2016. 1	2.3	2.6	3.4	2.5	1.9	2.3	1.8	
	2	2.3	2.7	5.8	1.9	1.2	2.1	1.6	
	3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	4	2.5	3.1	7.1	2.4	2.0	2.3	2.0	
	5	2.3	3.4	7.1	2.0	1.4	2.1	1.9	
6	2.1	3.7	6.4	1.9	1.3	2.0	2.0		
7	2.5	3.0	6.3	2.7	1.8	2.4	2.0		
8	2.4	2.9	7.2	2.2	1.7	2.2	2.1		
9	2.5	3.0	7.2	2.1	1.7	2.2	2.1		
10	2.6	3.2	9.1	2.3	1.9	2.4	2.1		
11 P	2.7	4.4	9.1	2.7	1.9	2.4	2.1		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740	
	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684	
	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	高	2015. 11	208,212	51,741	1,844,344	1,809,121	474,502	663,533	101,088
		12	207,026	52,180	1,850,789	1,831,849	482,408	671,983	102,170
		2016. 1	206,725	51,817	1,848,781	1,829,384	479,679	668,944	101,861
		2	206,736	51,596	1,837,116	1,824,780	478,364	666,809	101,904
		3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887
		4	205,802	50,243	1,816,778	1,841,310	482,331	670,225	102,446
		5	205,953	49,778	1,816,351	1,844,351	481,966	669,311	102,382
6 *		205,924	49,611	1,829,770	1,848,121	485,370	671,924	102,534	
7 *		206,116	49,756	1,816,742	1,859,532	486,625	675,311	103,079	
8 *		205,865	50,188	1,816,087	1,862,743	486,135	674,517	103,278	
9		204,781	50,318	1,830,384	1,875,964	492,818	681,666	104,341	
10	204,530	51,447	1,822,662	1,874,640	490,452	679,045	104,240		
11 P	204,199	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554		
前	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0	
	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0	
	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
同									
	2015. 11	△1.6	△1.1	2.2	3.6	2.9	2.2	2.3	
	12	△1.6	△0.9	1.9	3.6	3.2	2.5	2.6	
	2016. 1	△1.6	△1.1	2.5	3.7	3.4	2.6	2.5	
	2	△1.6	△1.5	1.8	3.1	3.1	2.2	2.4	
	3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	
	4	△1.6	△1.7	0.7	3.9	3.7	2.6	3.0	
	5	△2.0	△2.9	0.4	3.6	3.1	2.1	2.7	
	6 *	△1.9	△2.8	0.3	3.6	3.1	2.4	2.8	
	7 *	△1.8	△2.4	△0.7	3.9	3.4	2.7	3.0	
	8 *	△1.9	△2.0	△0.7	3.9	3.4	2.5	3.0	
9	△2.0	△0.8	△0.5	4.0	3.4	2.5	3.1		
10	△2.0	△0.6	△0.4	3.9	3.4	2.2	3.1		
11 P	△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4		

(注) 1 表9 (注) に同じ。  
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2016年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,685,197	96,229	1,864,597	1,852,802	602,050	500,179
北岩茨	776,397	19,464	632,763	632,620	129,446	153,812
手城	1,393,385	25,549	936,840	936,377	345,848	166,729
埼玉	3,086,457	139,445	2,347,923	2,346,346	614,482	209,758
東京	2,584,661	77,107	1,651,440	1,651,416	775,264	232,759
神奈川県	4,316,025	189,589	2,906,366	2,906,132	1,309,887	338,480
山梨	516,006	15,673	389,341	389,071	61,622	64,745
長野	2,579,640	49,177	1,267,954	1,267,722	1,016,764	371,395
新潟	1,610,440	56,296	984,025	983,742	464,177	233,211
石川	965,860	17,468	669,442	669,398	183,865	136,254
福井	700,649	23,372	507,615	507,560	169,768	63,916
岐阜	2,440,825	70,118	1,841,099	1,841,053	512,887	196,140
静岡県	3,714,790	111,303	2,564,445	2,564,288	956,205	318,811
愛知	6,928,879	176,402	4,001,295	4,001,276	2,504,688	564,101
三重	1,823,727	39,124	1,232,201	1,231,508	450,629	194,144
滋賀	1,246,951	34,697	987,699	957,950	282,769	102,914
京都	1,138,965	32,681	861,970	861,675	228,427	77,649
大阪	4,170,655	137,808	3,352,710	3,352,684	1,007,179	683,984
兵衛	4,776,679	149,288	2,871,873	2,871,458	1,524,773	932,849
和歌山	1,295,304	50,738	917,249	917,236	264,035	134,160
鳥取	379,859	8,229	283,032	282,480	83,309	20,244
広島	2,050,142	80,200	1,424,974	1,424,450	631,599	67,789
山口	923,804	35,542	751,175	751,138	137,388	70,613
徳島	736,352	32,546	567,938	567,722	167,906	24,082
香川	1,555,872	26,419	754,985	754,782	755,257	40,167
愛媛	1,421,391	43,011	950,229	950,182	447,924	85,706
高知	820,009	19,871	549,667	549,663	156,050	84,672
福岡	1,904,684	32,382	1,372,281	1,371,937	451,767	183,594
佐賀	708,272	28,133	498,953	498,786	120,580	107,533
大分	462,252	15,600	294,565	294,429	134,962	52,492
宮崎	601,030	19,168	378,467	378,396	144,055	102,133
鹿児島	1,086,662	39,662	822,967	821,129	143,167	147,807
<b>合計</b>	<b>61,401,821</b>	<b>1,892,291</b>	<b>41,438,080</b>	<b>41,387,408</b>	<b>16,778,729</b>	<b>6,662,822</b>
一連合会当たり平均	1,918,807	59,134	1,294,940	1,293,357	524,335	208,213

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外  
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

## 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2016年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,330,707)	(152,215)	(2,502,342)	(2,488,947)	(17,240)	(899,813)	(109)
青森	537,120	4,943	344,038	342,357	14,328	135,568	10
岩手	1,059,931	14,263	745,961	740,132	62,443	231,475	8
宮城	1,249,312	18,687	831,129	828,339	66,254	343,260	14
秋田	812,738	9,453	493,496	491,566	38,016	208,638	15
山形	973,047	6,620	605,581	602,309	48,556	275,536	17
福島	1,816,143	18,911	1,381,733	1,380,130	45,471	369,584	5
(東北計)	(6,448,291)	(72,877)	(4,401,938)	(4,384,833)	(275,068)	(1,564,061)	(69)
茨城	1,705,250	17,538	1,346,528	1,340,048	67,607	292,667	20
栃木	1,648,209	12,114	1,240,816	1,237,941	93,672	305,760	10
群馬	1,540,585	3,684	1,222,453	1,220,275	37,206	263,578	15
(北関東計)	(4,894,044)	(33,336)	(3,809,797)	(3,798,264)	(198,485)	(862,005)	(45)
埼玉	4,145,961	4,177	2,968,809	2,956,673	163,531	1,078,833	16
千葉	2,613,880	7,326	1,801,108	1,799,798	119,017	700,083	20
東京	3,669,833	10,876	2,549,069	2,540,050	137,537	1,156,680	14
神奈川	6,326,884	2,761	4,245,508	4,226,387	374,087	1,856,662	13
(南関東計)	(16,756,558)	(25,140)	(11,564,494)	(11,522,908)	(794,172)	(4,792,258)	(63)
山梨	690,195	1,687	477,156	476,187	45,935	155,117	11
長野	3,046,831	9,108	2,321,400	2,313,998	47,875	702,658	16
(東山計)	(3,737,026)	(10,795)	(2,798,556)	(2,790,185)	(93,810)	(857,775)	(27)
新潟	2,201,133	17,887	1,549,863	1,547,344	118,654	527,677	24
富山	1,373,803	1,368	1,097,501	1,097,460	49,510	203,510	16
石川	1,207,735	2,300	860,648	858,415	57,431	338,638	17
福井	892,521	1,102	684,398	680,039	23,355	177,548	12
(北陸計)	(5,675,192)	(22,657)	(4,192,410)	(4,183,258)	(248,950)	(1,247,373)	(69)
岐阜	3,086,942	1,697	2,385,476	2,385,191	165,919	611,131	7
静岡	5,173,892	12,340	3,689,888	3,661,615	297,037	1,312,480	18
愛知	8,310,567	27,650	6,728,437	6,727,602	361,155	1,612,179	20
三重	2,360,406	3,406	1,768,960	1,757,734	205,675	413,660	12
(東海計)	(18,931,807)	(45,093)	(14,572,761)	(14,532,142)	(1,029,786)	(3,949,450)	(57)
滋賀	1,577,558	3,234	1,224,907	1,222,812	121,183	242,669	16
京都	1,338,545	4,985	1,089,063	1,087,374	50,351	222,626	5
大阪	4,772,003	11,627	3,980,192	3,960,627	158,065	656,811	14
兵庫	5,593,782	7,151	4,452,279	4,451,614	88,663	1,129,923	14
奈良	1,401,160	2,191	1,032,862	1,021,720	102,288	276,849	1
和歌山	1,565,657	2,288	1,234,365	1,233,637	59,644	232,370	8
(近畿計)	(16,248,705)	(31,476)	(13,013,668)	(12,977,784)	(580,194)	(2,761,248)	(58)
鳥取	505,612	6,298	365,666	365,121	14,714	100,997	3
島根	1,029,780	4,238	541,760	541,272	162,193	303,727	1
(山陰計)	(1,535,392)	(10,536)	(907,426)	(906,393)	(176,907)	(404,724)	(4)
岡山	1,784,311	10,192	1,297,166	1,292,951	45,019	436,886	9
広島	2,651,026	2,342	2,023,110	2,023,017	47,046	567,064	13
山口	1,221,017	1,370	897,396	892,104	57,367	261,998	12
(山陽計)	(5,656,354)	(13,904)	(4,217,672)	(4,208,072)	(149,432)	(1,265,948)	(34)
徳島	866,006	3,646	723,943	719,206	17,034	112,232	15
香川	1,688,884	1,837	1,546,974	1,546,535	-	157,057	1
愛媛	1,827,405	2,492	1,400,223	1,400,017	102,370	303,939	12
高知	913,936	2,234	741,476	740,170	38,665	140,996	15
(四国計)	(5,296,231)	(10,209)	(4,412,616)	(4,405,928)	(158,069)	(714,224)	(43)
福岡	2,751,286	6,263	1,888,490	1,881,459	72,639	840,821	20
佐賀	925,172	12,387	629,291	628,194	39,915	228,910	4
長崎	682,129	2,386	460,642	458,325	15,622	172,540	7
熊本	1,160,741	28,571	796,604	790,056	48,614	293,723	14
大分	653,129	7,597	427,805	427,623	25,549	191,263	5
(北九州計)	(6,172,457)	(57,204)	(4,202,832)	(4,185,657)	(202,339)	(1,727,257)	(50)
宮崎	798,836	16,711	532,355	530,341	42,915	212,689	13
鹿児島	1,331,195	5,076	945,357	942,143	6,316	312,021	15
(南九州計)	(2,130,031)	(21,787)	(1,477,712)	(1,472,484)	(49,231)	(524,710)	(28)
(沖縄)	(839,383)	(3,939)	(505,939)	(505,380)	(41,519)	(267,693)	(1)
<b>合計</b>	<b>97,652,178</b>	<b>511,168</b>	<b>72,580,163</b>	<b>72,362,235</b>	<b>4,015,202</b>	<b>21,838,539</b>	<b>657</b>
一組合当たり平均 (単位 千円)	148,633,452	778,033	110,472,090	110,140,388	6,111,419	33,239,785	-

### 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2016年9月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	道	656,663	9,447	527,526	527,090	122,782
		森	72,238	1,766	53,733	52,648	8,201
		手	180,089	3,029	155,153	154,214	27,114
		島	24,131	876	21,008	20,670	3,309
		城	25,504	693	20,108	19,932	5,161
千葉県	東京	葉	63,026	2,313	49,147	47,791	6,820
		京	9,397	143	8,583	8,574	690
		湊	26,093	874	19,718	19,537	3,307
		山	33,843	567	29,799	29,524	3,207
		川	46,170	1,239	36,094	35,553	6,837
静岡県	愛知	井	40,842	997	30,585	29,777	8,792
		岡	131,984	6,826	106,851	102,741	28,394
		知	78,929	2,134	60,207	58,104	12,916
		重	98,402	3,221	70,970	70,716	27,990
		都	42,910	666	33,912	33,457	7,519
兵庫県	徳島	庫	72,709	1,736	51,076	49,082	19,506
		山	42,228	933	34,531	34,219	4,437
		取	27,487	806	22,837	22,580	4,473
		島	93,651	1,030	63,820	63,640	22,636
		島	32,638	500	30,776	30,394	2,133
香川県	高松	川	54,238	3,112	47,739	47,673	7,119
		媛	82,452	1,559	52,753	51,773	31,283
		知	36,329	1,917	24,874	24,446	11,298
		岡	48,394	659	42,306	41,892	5,202
		賀	120,672	1,282	88,178	88,034	30,281
長崎県	鹿児島	崎	117,359	1,867	87,522	87,249	25,023
		崎	42,153	991	31,193	30,956	12,274
		島	67,141	3,158	40,283	39,365	31,163
		縄	36,328	497	28,752	28,528	9,169
<b>合</b>	<b>計</b>	<b>2,404,000</b>	<b>54,838</b>	<b>1,870,034</b>	<b>1,850,159</b>	<b>489,036</b>	

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2016年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	払出 込資 済金	預け金	うち 系統預け金	信用貸出金	報告 組合数
北海道	536,456	90,726	83,710	584,710	580,457	114,375	69
青森	13,455	-	501	13,722	13,636	479	1
宮城	91,643	490	10,596	80,420	79,298	15,039	1
山形	4,859	-	661	3,936	3,825	688	1
福島	9,613	1,544	995	12,731	12,291	7	2
愛知	5,132	399	418	4,853	4,750	281	1
島根	40,878	353	3,150	34,619	34,395	5,182	1
山口	56,773	-	4,606	37,834	37,188	15,477	1
愛媛	1,119	919	169	1,445	1,413	312	1
熊本	7,898	542	704	6,622	5,617	1,550	1
大分	25,617	8	1,751	16,353	15,462	6,737	1
合計	793,443	94,981	107,261	797,245	788,332	160,127	80

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。



## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2017年1月20日現在、掲載情報タイトル3,349件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。  
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. Below that, there are four main tabs: '被災状況' (Disaster Situation), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取り組み' (Recovery and Revival Efforts), and '原発関連' (Nuclear Power Related). The main content area features a large heading and a brief introduction to the site's purpose. There are also social media icons and a footer with contact information.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所  
FAX 03-3351-1159  
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017年2月号第70巻第2号〈通巻852号〉2月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 印刷所

永井印刷工業株式会社